

1 議 事 日 程（第2日）

（平成27年第3回有田川町議会定例会）

平成27年9月9日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案第94号 有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更について

日程第3 議案第95号 平成27年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事（第4工区）の請負契約について

日程第4 議案第96号 平成27年度公下第25号吉備第1幹線管渠布設工事（第5工区）の請負契約について

日程第5 議案第97号 平成27年度公下第26号吉備第1幹線管渠布設工事（第6工区）の請負契約について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
5番	森 本 明	6番	殿 井 堯
7番	佐々木 裕 哲	8番	岡 省 吾
9番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘
13番	湊 正 剛	14番	増 谷 憲
15番	橋 爪 弘 典	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番	小 林 英 世	16番	亀 井 次 男
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	辻 勇
総務政策部長	林 孝 茂	消 防 長	上 嶋 敏 之
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	中 裕 準	企画財政課長	一ツ田 友 也
教育委員長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

平成27年第3回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①有田周辺広域事務組合新ゴミ処理施設の建設事業について有田川町としての今後の独自の意見を求めたい ②平成21年度にもちあがった雨水事業計画についてお聞きしたい
2	佐々木裕哲	①マイナンバー制度の準備体制を問う ②今後10年間の町づくり重点政策を聞きたい ③プレミアム商品券の販売を振り返って
3	辻岡俊明	①「子ども議会」の総括について
4	岡 省吾	①林業振興のため木質を利用した循環型エネルギー社会の実現に向けての取り組みについて ②不法投棄ゴミの現状について
5	増谷 憲	①安全保障関連法案について ②地方創生事業について ③町道、県道、国道の維持管理について ④公共施設のトイレの整備について
6	小林英世	①総合戦略策定の経過及び現状と課題は ②降雨水質検査の分析と本町の環境に関する問題点を問う ③本町の財政状況と今後の課題は
7	堀江眞智子	①保育所について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（中山 進）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり7名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 6番（殿井 堯）……………

○議長（中山 進）

6 番、殿井堯君の一般質問を許可します。

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず、一番目に新ごみ施設の件でございます。この件はいささか筋違いの質問であります。我が町にとっては膨大な金額の基金の積立金、また負担金、これを及ぼすものでありますので、あえてこの議会で質問をさせていただきます。

今まで、広域の議員になりまして22年、同僚議員と3人、広域の議員として派遣されております。その場においても3回ほど、この質問に対して質疑をさせていただきました。それについて今までの経過報告というのが簡単にやらせてもらって、いまだに結果が出ていないという結果になっているので、この問題をなぜ取り上げたかという、後ろに33年度問題、33年度に現地の設置場所である場所を移転しなさいという覚書がなされています。それを逆算しまして、もう平成27年度の後半に入ってくるのに、まだなかなか意見が出てこないというもどかしさもあります。我が町としては、今後どのような体制をとっていくのか、町長の御意見をいただきたいというのも1つあります。

ただ、経過を簡単に申し上げますと、平成22年度にこの覚書を、平成33年度までにのけてくださいということで覚書を交わされている。これは広域の管理者としての覚書があります。それがあって、我々もあわてるわけなんですけども、ただ、今、うちとしてはどのような経緯で、どのように来たのかということだけ、ちょっと簡単に申し上げさせていただきたいと思います。平成22年度にこの覚書がありまして、平成23年度に我々が広域の議員として行かせてもらって、この覚書があるのを発掘しました。発掘しましたというと大層なことなんですけども、こういう覚書があるんやないか、いかなもんですかということで、どうしてこういう覚書を交わされたんですかと、一応、管理者に詰め寄って、それから平成23年度に、ほいや新しいごみ施設を計画しようじゃないかということで、平成23年度に立ち上がったということで、基金の積立金を始めないかんしという計画を立て、平成24年度に一応、そういうことで一般公募でやりましょうかということで、一般公募しまして、そこで三、四カ所の場所が挙がりました。平成25年度になって、ある程度その場所を設定して、3カ所ということになったんですが、平成24年度に3カ所になって、平成25年度にこの場所はいかがですかということで、その間に一般質問をやって、そういう何もかも挙げてもらったら困ると、ある程度条件に応じた場所を挙げてくださいますよという一般質問も何回もさせていただきました。それにかかわらず、公募して我々4カ所という水準を平成25年度に絞り上げたわけなんですけど、その3カ所はちょっと議員も視察に行って、ちょっと条件面にお金がかかり過ぎるんじゃないかと。そのときに挙がったのは金屋の川口、そして広の公園のところ、そして、湯浅の山田山。

条件的に議員も視察に入らせてもらいました。しかし、建物だけでも今、現時点で1市3町でやる建物が53億円かかるんです、ごみを焼却するのに。その上、ある程度、設置場所の難関というんですか、ちょっといかがなものかというところに設置すれば、また進入道路、土地の改良、全てを含んだら、また何十億円とかかる。百億円仕事になるんです。だから、この場所を選ぶときに、ある程度条件を満たした工程表をつかって、ある程度条件を満たしたところでないといかんのじゃないかということで、大分と質問させてもらいましたけども、結果的には平成26年度にこれは3カ所とも不適切、だめやということで議会で報告されました。

ならばですよ、今、設置場所で小島、中島さんに大変御迷惑をかけて、何十年という迷惑をかけながら承認された、何であの場所で再度行かないんですかということも質問させていただきました。ところが、冒頭に申し上げたように、平成23年度に平成33年度の覚書があります。あの土地では絶対にしません。よそへ設置場所を探して新たにやりますという覚書があるために、それも大変ネックになっています。でも、有田川町としたら、せっかく小島、中島さんに御無理を申しまして、今まで辛抱していただいたと。アクセス、いろんな面を考えて、有田川町の土地もある、あそこでやるのがベターじゃないか。100億円かけるんやったら、建物に50何億円かけて、10億円ほどかけたら、あの場所でやれるんやないか。再度、うちの町長に管理者のほうへ、あの場所でやらせてもらえるんやろか。それには小島、中島さんの了解も欲しいし、町長が足を運んでいって、ある程度の上承も得ているんじゃないかと、これはどうぞとは言っていない。ある程度の説得をさせていただいて、町長もいい返事をもたらしているんじゃないかと思う反面、有田市の首長は隣接地である糸我、宮原、あそこですことは相ならんという御返事で、平成26年度に管理者である望月市長から、あそこでは絶対にやりませんという決意を我々議員に突きつけられました。何ですかということ言うたんです。だから、それは隣接地である須谷、宮原が反対である。それははっきり言って、市長のエゴでしょうと。我々、有田川町でせっかくええ場所、それも地元の区長並びに地元の住民が、仕方ないな、それやったらってところまで町長も話をしてくれていると思うんですけど、それまでやっっていながら、あそこであり得ません。でも、そのとき、僕、管理者の望月市長に言ったんです。宮原、須谷は隣接地でしょうと。設置場所である小島、中島さんがある程度の歩み寄りを見せてくれて、その平成33年度までにのけという覚書がある程度裏返していただいている。ところが隣接地の反対の意見を管理者が取り上げて、あそこではやりませんということになってきて、そういう発表をされた。

それでしたら、有田川町としたら、やっぱり町民のことも考えます。負担金100億円ほどいって、町民に不安を与えるような場所であれば、そういうことのないように、やっぱり一番アクセスのいい設置場所である、小島、中島さんに頭を下げてお願いして、もう一度継続させてもらえるようにということ町長が頼みにいっているの

に、何で管理者があそこではやりませんということと言われるのか。それであれば、我々、有田川町としたら、それでええやないかと。有田川町としての方針、もし万が一、有田市と相対する、意見が合わん場合には町として、有田川町長として結局、どうないしますかと町長にお聞きしたい面もあって、この質問に至ったわけなんです。

ただ、うちの町長も望月市長が管理者であり、うちの町長も副管理者であります。また、広川の意見もあります。湯浅の意見もあります。1市3町の意見もあると思いますが、多分3町の話では、あその場所が一番ええんやないか、地元にもまた御迷惑をかけるけど、やらせてもらったら一番安くついて、一番便利のええ場所を、それを何でいのかということ、一応、望月市長に、あんたそれやったら、ほかに場所をあんたが探してくださいと。僕もその委員会へ入らせてもらっている以上は、委員会の決議で市長、管理者は、あんたがもし探してくるんやったら、我々の委員会も応援しましょうやないか。そのかわり、責任はあんたが持つてくださいということで、平成26年度の終わりに市長に預けています。ただ悲しいかな、その返事は来ません。平成33年度の後ろがもう近づいています。今すぐかかっても間に合うか、間に合わんかの状態です。ましてや、有田川町の一番ええ、安くつく、あの場所を市長がだめということになれば、今度は有田川町のほかへ持ってきたら、同じ条件なんです。ほかのところも結局、地元同意、説得せんといかん。

こんな不合理なことになっているわけですが、有田川町の町長として、そういうときに有田川町としての今後の姿勢を問うというんですか、もう我々、それでしたらあがらで有田市と有田川町じゃなしに、単独の有田川町としてやる気持ちがあるんか。だから、そこらの条件は難しい面もあると、町長も問いに答えにくい面もあると思いますが、しかし、もう我々の決意、また議員一同としての決意、もうぼちぼち出しておかんと、後ろがつかえてきているんで、今の状態ではうっとくというわけにはいかないので、あえて町長にこの質問をぶつけさせてもらいました。そのかわり、11月の広域議会においても、この質問を今度は町長じゃなしに望月市長の管理者としての責任問題を問うつもりで、その前にここの議会の有田川町としての決意、町長としての考えをお聞きしてから、この11月の有田広域議会に一般質問として立ち上がらせていただきたいと思います。

それと、2点目の雨水問題です。雨水問題は平成21年度に雨水対策として全てのシミュレーションがコンサルにおいて計画されていると思うんです。だから、下水問題と雨水問題をタイアップさせたら膨大な予算になるという考えで、多分、下水を先行させて、雨水が棚上げになっているのか、雨水をもうやめてしまうのか。せっかくコンサルで今まで認可申請を受けるために、何千万円というコンサル代を出していると思うんです。それで、いろいろと意見が出てきて、最初のコンサルから幾つもレイアウトしたために再入札して、そこまでやって認可申請をとろうとしているんですけども、平成21年度に下水と重なったんで消えてしまっています。今、現在、ゲリラ

豪雨とか、あちこちで、きょうも静岡あたり、浜松あたりでえらいことになっています。有田川町もそれにたがわず、雨が降ればえらいことになります。というのは、川の水と、こっちから流れる鳥尾川とか、河川の水がほぼ同じ。飲みませんね。水が飲まんために、その計画で、シミュレーションで現在の鳥尾川あたりにポンプをこしらえて、ポンプアップして川へ上げるというシミュレーション、コンサル関係をそこまで指名してやっているのに、その件は今後どないしていってもらえるのか。どんな計画でこの話はどうなったのか、そこらのあたりも聞かせていただきたいと思いません。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

殿井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、広域のごみ処理問題でありますけれども、これは1市3町の時代と違って、1市5町の時代にいろんな計画が出てきまして、今まで小島、上中島地区には多大な迷惑をかけてきたということもあります。実際、いろんな事故も起こりまして、特に地元の小島区の近隣の方には大変迷惑をかけたことがあって、それと当時、ダイオキシンという問題が全然表に出ていなかったんですけども、これが突如出てきた中で、うちの当時の焼却炉は余り温度を上げんと、廃プラもいろいろ一緒にたいてあったということで、多分、ダイオキシンの問題も表に出てきました。

そういったいろんな迷惑をかけた地点であるので、1市5町、今度やるときはどこかへ持っていこうよということから、この話が進んできまして、順調に進んできちゃったんやけど、平成26年度ですかね、1市3町でそれぞれ候補地を出そうかということで、候補地を出していただきました。うちについては、当時、川口区がどうぞ来てくださいということであったので、川口区を出させていただいたし、湯浅については山田山、広については名南風鼻というんですか、あそこを候補地として出してくれて、そのときも議会で議論になったんやけど、何で有田市がいつも出してこんのよという話もさせていただいて、議会でいろいろもんだんですけども、特に名南風鼻については、これは自然公園で、なかなか懐柔できないだろうと、それから山田については道も水道も全然ないんで、恐らく何十億円というような金がかかるし、川口についても若干、用地的に狭いので、これを広げるためには物すごい費用がかかるということで、1回見直そうかということで、この3つの候補地についてはちょっと無理かなということで、今日まで来ております。

その中で、何とか有田川町でやれんかなとあって、ほかの候補地を探す傍ら、実は小島さんと中島さんに、こういう事情ができてきたんで、もしかしたら再度させても

raitaiという話を、多分、小島さんにも、中島さんにも3回ほど行かせてもらったと思います。その中で、小島さんについては、町長、わかったよということで、いつでも、また戻ってきてくださいという大変ありがたい返事をいただいた中で、僕としては今のところでやりたいという思いが物すごく強かったんですけど、そうこうしているうちに、片一方ではあそこでは行わないという、地区の住民との会合で正式に発表したということでもあります。

今、ほかの候補地、一生懸命になって探しているんですけども、これもやっぱり地域の2カ所の字の了解が必要であります。いろんな条件も聞いていないし、今のところ、やっぱり今のごみ施設のところでは行わないというのを基本に、前を向いて進んでいきたいと思っています。ただ、これから、殿井議員さんがおっしゃるように、いろんな問題が起きてくると思います。やっぱり、1市3町、お互いに了解しなくてはならないという中で、今後の費用面とかいろんな問題が出てくると思いますけれども、今のところはほかの地域を探して、移っていききたいというのが、今の時点の考えであります。

それから、もう1つ、雨水対策の御質問がありました。議員、御指摘のとおり、平成19年度、平成20年度に行った基本計画と解析調査などを踏まえて、平成21年度に雨水事業計画というのを第1期地域の事業認可、それから変更業務を発注し、雨水事業を実施するための成果品を作成しております。この変更認可申請書、平成22年度に提出する前に、雨水事業をどのように取り組んでいくか協議を行いました。この中で、污水対策のための管渠整備、面整備に非常に大きなお金がかかると。当初、計画では、御承知のとおり150億円ぐらいかかる中で、この雨水計画も結構大きな計画になっております。それで、まず、これは廃止したとか、もうやめたとかというんじゃないしに、まず污水対策を先に仕上げて、その時点で接続率、あるいは有田川町の財政状況を見ながら、また検討していきたいというのが今の考えであって、ただ、今でもところどころ雨水の工事をしなくてはならない事態が起こってきております。民家に雨水が入るような状態のところまで来ていまして、ぼちぼちですけども、そういうところは改善しております。その工事につきましては、この作成に基づいて、今、実施しているところでもあります。

○議長（中山 進）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

このごみ問題はかなり掘り下げて、幾つかのこれらの質問がありますので、まず2問目から先、雨水対策からしてまいりたいと思っています。

まず、雨水問題はせつかく認可申請のプランまで行って、産業建設の委員会でシミュレーションまでやって、こうやるんやっていう、またレイアウトまでして、2回目の認可申請のコンサルの入札もしています。せつかくここまで来ているので、今、町

長からの答弁によって、雨水と何との兼ね合いがあるんで、予算も膨大になるということなんで、その件はまだそのままの計画で一応置いているということの返事だと思いますので、その返事はこれで結構です。なるべくなら、今、現在、一般質問でもほかの議員さんも雨水対策で大概やられていると思う。熊井川とか何回も一般質問でできないなっているの、こないなっているのということを聞いているんで、この件もまだそういう計画は残っているということなんで、一安心したんですけど、その件は各担当、町の全員で、もし下水が終わりましたらそういうことで進めていってほしいと思います。このままの状態、ゲリラ豪雨とかを考えたら、ほうっておくというわけにもいかないので、ぜひこれも進めていってほしいと思います。

それと、ごみ問題ではなかなか1市3町で、町長自体も一生懸命やっているんです。管理者の市長はやっていないとは言いませんけど、それ以上にやっています。糸我、須谷に、それやったらわしが、市長、行って、同じようにあそこの現状のままやらせてくれっていうことを、糸我へ行って、須谷へ行って、わしがついていって、わしも頭を下げるから市長も頭を下げてくれっていうところまで、うちの町長はやっていません。それにちょっと管理者の市長はどういう思惑があるのかわからんけども、一向に動いてもらえません。だから、それに業を煮やして平成26年度で、それやったら小島、中島さんに再度、我々、広域へ行かせてもらう3人の意見もまとめまして、再度、小島、中島さんにあそこでやらせてもらえんかなということ、平成26年度、町長に行ってもらいました。小島さんも、それやったらわかったよと。中島さんが条件を聞いてからよって、割合、緩やかな返答をもらって、平成33年度までにあそこをのけと言ったのを裏返してくれています。今、現時点で。設置場所が裏返してくれているのに、隣接ですよ、そこがあかんという、その意見を管理者が取り上げて、あそこではやりませんとぼんと打ち出した。やりませんと打ち出したら、我々、地元民としたら、どないしますのということで、この質問を町長にぶつけるのは酷なんですけど、どないしますのっていうところまで詰め寄って、市長、あんた、探しなさいなって。小島、中島があかんで、仮にですよ、別の場所の有田川町でやりますって言ったときに、そこの隣接の、設置場所の許可を誰がとりにいくんですか。結局は、仮に設置場所、有田川町でやるとなったら、有田川町長が動かんといかんという話ですよ。ならば、何で条件のええ小島、中島を断るんですかという主張なんですけど、それはこれからのことなんで、また、それは管理者のことなんで、ここで町長に回答を求めるのは酷だと思います。

ただ、一番大事なのは今後なんです。今後、もし有田川町がそういうことで、分かれたとか、有田川町単独でやらんなんとか、そういう煮詰めた話もこれからしていかなんといかんと思うんです。そのときに、有田川町としての町長、答えにくいと笑てるけど、答えにくいと思いますが、その決意と。だから、我々、議員の決意が一体にならんと。町長の頭は右を向いている、議員の頭が左を向いている、これじゃ、こうい

う話、迷惑施設のごみ施設の話は前へ進みません。だから、有田川町としては、やっぱり町民に負担をかけるのが一番ナンセンスです。だから、この点において、小島、中島さんに町長が何度も入って行って、小島、中島さんの区長さんもやわらかで、平成33年度の覚書は裏向けましょと、そこまで言ってくれているのに、何で管理者の市長がその好意もわからんのかと。それで、まだよそへ持っていくというんやったら、有田川町としてのこれからの決意ですね、議員としての決意もありますし、町長としての決意もありますし。ここらあたりは町長、答えにくいと思うんですけど、もう一回、ちょこっと答えてください。よろしくお願いします。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

雨水については、認可申請をもらったときのやつは今でも継続しています。決して、計画変更とかそういうのではなく、計画しています。ただ、先ほどおっしゃったように、これは物すごい膨大なお金がかかるような計画で当初立てていますので、この汚水が完成したときの財政状況、あるいは接続状況を見ながら、決してやめるといふことではないんですけども、またその時点でいろんな変更も出てくるとは思いますけれども、考えて継続していきたいなと思っています。

それから、ごみ問題、非常に何とか言えという難しい質問で、私としては今のところ、1市3町で進めていく以外に方法はないと思っています。

それと、中島さんにも毎年、毎年、契約を変更するんですけども、もう2年ほど前から平成33年度という部分については削除してもらっています。中島さんもそういったところで非常に協力的だと思っていますけれども、ただ、今のところ、1市3町で前を向いて進んでいるんで御理解賜りたいと思います。また、やっぱりお金が要ることなので、これからいろんな問題が起こってくるとは思いますけれども、有田川町としては広域へ派遣している議員さんたちと同じ考えで進んでいきたいなことだけは思っております。

以上です。

○議長（中山 進）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

大変答えにくいことを質問して申しわけございませんが、まず、我々、議会として、有田川町民には要らん負担をかけたくない。なるべくならよその土地でやってもらうのがええという迷惑施設、それは変わらんとは思いますけど、せつかく、小島、中島さんにあんな好条件な、立地条件がいい、お金のかからんところがありながら、市長はどういう考えで、あそこではしませんと言ったんかわかりませんが、ただ、

我々、議員としたら、やっぱりせっかくそういうふうに地元の区からある程度の温かい言葉をもたらしている以上は、我々、広域の議員として名前を出したらなんですけども、橋爪議員、亀井議員、これは古参です。大分うるさいですけど、ここの議員が検討して、殿井、そりゃ、この場は引きさがれやんと。議会としたら、この条件は、よその町がどうあれ、よその市がどうあれ、我々、議会としたら町民の見方でやってあるべきで、これはもう下がれん。よそへ持っていく、まして有田川町のどこかへ持っていくということになれば、そういう好条件のところがあって、まだ有田川町のほかへ迷惑施設を持ってくるって、何もかも有田川町へ持ってこられるんです。

だから、これは質問を乗り越えて、町長の立場もわかりますので、我々、議員として、今後議会として、そういうようなことで、期限も平成33年度っていったら、もう今、平成27年度にかかっています。だから、ここで議員として仮に町長が1市3町の管理者のとおり動かんといかんと言ったところで、ちょっと条件が悪かったら、議員としてそれは納得いかん、議会は通せられやんというぐらいの決意を持っていかんと、この件はかなり難しいと思いますので、まず、今、半島振興法というのがあるので、有田川町単独でもあれはやれるんです。単独でやれば、今の1市3町でやれば、50何億円というのが半分以下になってきます。土地も今、現在のところ、小島、中島に御迷惑をかけましても、土地も有田川町の土地があります。だから、そういうことをミックスして考えれば、町長は町長の副管理者の道を行ってもらっても、我々、議員としてここで団結して、そらあかんやないかと。100億円かかるんやったら、50億円までにとめようやないかと、そういう決意も僕はこの場で申し上げさせていただきたいと思います。

だから、なるべくなら有田川町は有田川町で頭が右向きや、右を向いていきたいと思いますが、その内容によって、我々、議員はやっぱり町民の代表であり、町民の味方をするのが当然であるので、そこらはまた、議会一同、うちの古参2人も広域の委員に入ってもらっているんで、そこらの意見を十分に対処いたしまして、我々も進んでいきたいと思います。もう答弁は結構です。その決意をよろしく願いしておきます。議長のほうにもお願いしておきます。終わります。

○議長（中山 進）

以上で殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 7番（佐々木裕哲）……………

○議長（中山 進）

続いて、7番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

7番議員、佐々木裕哲です。議長の許可を得ましたんで、私から、今回、3件の事項について質問させていただきたいと思います。

まず、一番目の質問として、今、新聞紙上や報道関係で非常に問題になっておりますマイナンバー制度の、我が町としての準備体制をお聞きしたいと思います。皆さんも御承知のとおり、この制度は日本に住む全ての人に割り当てられる税と社会保障の共通番号、俗に言うマイナンバーですけど、この制度が来年1月から利用開始され、申請者に個人番号カードが交付されますが、そのためには来月から全国の市区町村からマイナンバーの通知が全世帯に送付されるようになっております。この番号は一生変わらない、もちろん結婚しても変わりません。大事に保管する必要がある番号でございます。この制度は行政の効率化、国民の利便性、公平、公正な社会保障の実現のためには必要だが、何しろ個人情報のおさまな情報が含まれています。職場においては働いている人は正社員、パート、アルバイトにかかわらず、勤務先へ番号を届けなければなりません。また、企業は従業員と家族番号を把握しなければならないようになっております。

この制度の本音は、国は課税対象となるお金の流れを把握するために行うといっても過言ではないと私自身は思っております。日本の納税は自己申告に基づく申告納税が原則でございますが、このマイナンバーの導入で将来、賦課課税に変わることもあるんじゃないかと思っております。国税庁の何年、何十年來の悲願であったものが達成できるということになるんじゃないかなと思います。

国は法律に従い、着々と実施を進めていますが、実際に窓口事務を行うのは全国の市区町村と企業の事務方です。今回の制度は今までにない万全の体制が必要ではないかと思えます。住民から問い合わせも多々あるかと予想されますが、担当専従者の複数人数も必要と私は思えます。セキュリティーを含め、万全の体制で取り組んでいただきたいと思えます。

8年前に発覚した5,000万件の年金記録が誰のものかわからないまま終わってしまいました。また、ことし6月、日本年金機構の125万件の情報流出事件もおさまったかのように思えますが、この件、年金番号、住所、氏名だけの問題ではないかと思えます。今は出てきませんが、銀行の口座番号も漏れているように覚悟しなければなりません。これだけのデータがサイバー攻撃にして入手されているということは非常に深刻な問題だからです。マイナンバー担当者は重い責任のある仕事であります。その点、十分に覚悟の上で頑張ってくださいと思います。

また、この制度は国民の半数以上が、マスコミ、新聞で見ますと、知っているということですが、詳細なことはほとんど知らされていないのが現状です。以前、政府公報が発行されていましたが、町として、この広報はどうするのか、また体制とセキュリティー体制を含め、現在の状況をお聞きしたいと思います。

続いて、2番目の質問に入らせていただきます。2番目の質問は町長に対しての考えでございます。

今後、10年間のまちづくり重点政策をお聞きしたいと思います。平成18年1月、

旧3町が合併してはや10年がたちました。当時、我が町の将来人口は3万人目標で、きらめく、広がる有田川町として今日まで10年計画でいろいろ行ってきました。主なものは藤並、田殿、吉備、小中学校の新築、藤並、金屋、また第3保育所、藤並駅舎、鉄道交流館、有田川地域交流センター、新金屋庁舎、有田川消防署、あさぎり周辺事業、公共下水事業、金屋、清水地区の簡易水道事業、その他、町道、林道等の建設、数々の事業を行ってきました。その結果、我が町は近隣の市町と比較して、明るい活気ある町となりました。

しかし、我が町も少子高齢化のため、人口も合併時より約2,000人が減少しました。先日行われました子ども議会の中でも、人口減の件で生徒から、学校を卒業しても地元で働く場が少ないからという意見も出ておりましたが、10年前と比較して職場の数が変わっていないか、やや減少傾向にあります。人口減少の一番の原因は、職場の減少だということになるかと思えます。まちづくりの原点は地元で職場の確保が一番だと思えますが、そこで、町長は将来の町を背負ってくれる若者たちに、今後、これだけはしておきたいという、まちづくりの構想があればお聞きしたいと思えます。

続いて、3番目の質問に入らせていただきます。プレミアム商品券の販売を振り返ってということで、今回、1人5万円まで2割お得な商品券、総額6,000万円が発売され、購入者から大分、好評でありました。しかし、反面、買えなかった人からは予約販売の仕方に苦言が続出、我が町のように殺到した自治体も多々あったんですけども、急遽、抽選方式に変更したところもあったと聞いております。もっと公平にしてほしかったという声が多々、今回の教訓を今後に生かしてほしいという声いろいろありました。行政への苦言は全体の数にして数%だと思えますが、私の勘ではかなりあったんじゃないかと思えますが、もし苦言の情報等が入っておれば何件ぐらいあったのかなということも参考と同時に、今後、このようなプレミアム商品券が政府のもとでいろいろ発行されるか、されないかわかりませんが、このような件がもし何かあれば、今回のこの件を教訓にして取り組んでいただきたいと思えます。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、マイナンバー制度、これは本当に国民の議論をしないままに突如降ってきたかなという感じがしています。多分、これから実施するに当たって、いろんな問題がいっぱい出てくると思っております。

マイナンバー制度の準備体制についての質問でありますけれども、本年10月5日以降のマイナンバー通知、平成28年1月以降のマイナンバー利用、平成29年1月

以降の国の機関における情報連携、平成29年7月以降の地方公共団体での情報連携の開始に向けて、現在、システムの改修、条例の整備、職員の研修等の準備をしているところであります。ナンバーの通知につきましては11月中旬に各家庭に簡易書留郵便で配付することとなっています。システムの改修につきましては、住民情報システムについては各準備作業が順調に進められ、10月5日施行に向けて取り組んでいます。ほかのシステムにおいても平成28年1月からの利用、平成29年1月からの国の機関での情報連携に向けて取り組んでいるところであります。

住民への周知、広報につきましては、町広報誌、町ホームページでの周知、広報、各庁舎でのポスター掲示、パンフレットを置いて広報等を実施し、住民への周知を行っていきたいと思っています。

セキュリティー対策につきましては、システム的には国の指針に基づき開発、改修を進めております。外部からのサイバー攻撃による情報漏えいにつきましては、一般のインターネット回線には今回、当町で取り扱う基幹系システムは接続してなく、公共団体間で接続されているL G W A N回線で接続されているので大丈夫であると考えます。ただ、情報を取り扱う職員からの情報漏えいというのはあってはなりませんので、取り扱う職員に対するセキュリティー対策において、今後、研修等をして、取り扱いの徹底を図っていく所存であります。

また、町の個人情報を含めた情報資産の取り扱いに関する基本方針である、情報セキュリティーポリシーの改正も行い、セキュリティー対策を講じていきたいと考えております。

このマイナンバー制度、余りお年寄りとか、そんなん使うことないのかなと思ってたんですけども、実はきのう国のほうで軽減税率が決まりました。これは酒類を除いた全ての食料品が対象になるそうです。これには限度があって、個人20万円まで、そのうちの2%、4,000円が還付されるということで、これも初めから、普通やったら生鮮食料品も8%のままで置いておいたらええんやけど、10%まで一旦かけて、個人が買った時点でマイナンバーを店で提示すると。当然、どこへ振り込んでくれるということになりますので、個人の通帳の番号もそこで幾つかは明らかになると思っております。

これは、もう国で決まったことで、やるしかないと思いますけれども、今後、いろんな問題が出てきた都度、国とかの方にも要望をかけていきたいなと思っています。

それから、次に、今後10年間のまちづくり、特に有田川町の若者のまちづくりという御質問でありますけれども、やっぱり今後の有田川町、特に今回、地方創生ということの中で、自分たちのまちづくりは自分たちでやっていかなければならないということで、まず大前提は安心、安全、それから心豊かに住めるまちづくりをこれからもやっていきたいなと思っています。

これをやるには、やっぱり福祉、防災、教育、道路整備といういろんな問題がある

うかと思っています。ただ、若者についてはおっしゃるとおり、結構、今、和歌山県下では若者のふえる率というのは群を抜いております。今後も若者がしっかりと住めるように、まず子育て問題、それから、おっしゃるとおり働くところがなくては戻って来てくれない部分もあります。ただ、企業誘致というのは非常に難しい面もこれから出てくると思いますが、そういった働く場所も確保できるようにこれからも一生懸命頑張っていきたいなと思っています。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

3番目のプレミアム商品券の販売等を振り返ってという質問に対しましてお答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、地域住民生活等緊急支援交付金を受け、2割お得な商品券を総額6,000万円、1セット12枚つづりを1万円円で5,000セット販売いたしました。販売に当たっては有田川町商工会に委託し、6月1日より予約を受け付け、7月1日より販売を行っております。予約の受け付けに当たっては有田川町商工会3事務所の窓口で行い、本所では電話、それからファクシミリの受け付け専用電話を設置、対応いたしておりました。

このプレミアム商品券は全国的に発行された商品券であったため、予想以上の反響がありまして、受け付け開始より1時間余りで完売したという経緯であります。そのため、町民の皆様方からお問い合わせや御意見、御提言のお電話を多数いただいております。参考としまして、件数につきましては約400件程度と聞いております。

今後において、このような商品券等を販売する場合には、今回、皆様からお寄せいただいた御意見、御提言を真摯に受けとめ、慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

再質問させていただきます。

まず、一番目のマイナンバーですけども、町長もいろいろな答弁をされましたように、国がもう以前からある程度予想してあったんですけども、国民に背番号をつけるということは非常に抵抗があるということで、私はあえて時期が来るまで待っていたんじゃないかなというふうに、個人的にはそう感じております。ここに一気に吹き出して、来月5日からですか、市町村から配ると。そして、来年1月から導入するとい

うことなんですけど、当面は、来年1月からは税務処理や雇用保険、児童手当の給付金などの行政サービスに限られております。仮に番号が盗まれても、金銭的な損害の出るようなことは少ないかと思えます。

問題は、この2018年以降、まだ日にちは決まっておりますが、恐らく政府はやるとなればやると思うんですけど、2018年以降、約3年後ですね、民間利用、特に銀行や保険などの窓口口座、銀行の口座、それとクレジットカード、年金、保険と、さまざまな情報をこのマイナンバーと結びつけると、そこが国の目標なんです。恐らく、その結びつけられた時点で、漏えいしたとかいろんなことになってきたら大変なことになってくるんじゃないかならうかと思えます。今は、来月から送られてきますけれども、ただ単にこんなもんが来たなということで、そこらへ置いておくとか、盗まれるとか、人に見られるとかいうことになったら、今は仮にそれを他人が見てもどうすることもできません。見たところで何にも、詐欺もしょうがない。ところが預金口座やいろんなもの、年金、それが結びつけられた時点で、いろいろ問題が出てくるということなんです。

実際、アメリカでは現在、日本のマイナンバーと同じような社会保障番号というのが以前からできているんです。それが、民間利用がどんどん進んで、去年だけでアメリカ人の1, 200万人がなりすまし詐欺に遭って、不正に国から金を引き出されて、その税金の還付金、本来なら本人、もちろん入るか入らんか勝手に申請しているんだから、ナンバーを使って、その金額は昨年だけで7, 000億円発生しております。この数字は間違いありません。そんなようなことが毎年、アメリカでも7, 000億円ぐらいが国から、人の番号を使って、自分の口座へどんどん振り込んでくるようなことが発生しているんです。

それと同時に、日本には個人、商店、小さな店も含めて約400万の個人商店、魚屋さんや、八百屋さんやいろいろあろうかと思うんですね。これ、今度は、今、町長が言いましたように、消費税がうんとなってくるとき、一応10%の税金をかけといて、あと2%をマイナンバーで還元するということでしょう。これ、実際に何かする場合は端末機に入れんならしいんですね。何か2万円か3万円か知らんけれども、大なり小なり、その機械を零細企業の個人がどうするんかと。政府がそれに補助金を出すって言うんですけど、これは果たして半分出してくれるんか、8割出してくれるんか、1割出してくれるんか、それすらまだ決まってないんですね。

ところが、政府はもうやるということやけど、恐らくやっていくと思うんですね。しかし、これも政府もいかげんなやり方やと思う。さっき、町長も言いましたように、私も非常に憤りを感じるんですけど、マイナンバーは来年から強制的ではありません。強制的ではないんですわ。ところが、申請主義でやるんで、自分がつくりたいという人はつくんなさいよということなんですけど、しかし、今度、消費税が10%に上がったときに、もし2%返してほしいんだらつくりなさい、やね。マイナンバー

一、届けないかんわね。それと同時に銀行口座番号を出さんなんね。

ということは、真綿で締めつけているようなもんです。ほうっておいてもみんなが国民全員が入り込んでくる。別に強制的にせんでも、そこが政府の官僚の偉いところなんですわ。さすが、僕は、政府のやり方、うまいことしている。強制的にやったら国民が騒ぐんでね、騒がんようにちびちび、そこへ流れ込んで、やろうとしているのが私は政府の考えだと思っただけです。

しかし、政府のやり方について幾ら反発しても、我々、町議会、田舎がやったところで、全国の市町村でやったところで仕方がございませぬけれども、私が聞きたいのは、国はやれやれということで、どこがやるんだといったら、地方自治体の窓口なんです。

ここで、ちょっと聞きたいんやけども、私は責任が云々というんじゃないんですけれども、有田川町としたら、マイナンバーを扱うのは恐らく住民課ぐらいだと思うんですけれども、最終的な管理はどこでやるんか。責任はどこで持ってくれるんかということをお聞きしたいと思います。

先ほども言いましたように、このマイナンバーというのは、私もそうやけど、ぴんと来ないんですけれど、何年か先、何十年先になったら、一個間違ったらえらいことになると思うんですね。恐らく、機械に詳しい、諸外国も含めですけど、サイバーあたしにかけてきます。どんなセキュリティーをかけて、またそれを乗り越えていろんなことをやってきますので、よほど厳重に保管、また管理もやっつけていかなければ、とんでもないことになろうかと思っただけです、その点。

それと同時に、こんなことも書かれていますね。政府はやれやれと。そんなもん人に言ったらあかんぞと。罰則規定がありますね。僕がちょっと調べたらね、流出して漏らしたら、最大4年以下の懲役、200万円以下の罰金となっていますね。実際、罰金制度を決めているんです。懲役も決めている。我々、職員がやらんなん。誰かが故意じゃなしに、何かのことにしたときに大きな問題になるかと思うんですね。とにかく政府はやる。せやけど、何ぞあったらおまえらが悪いんやでということで進んでいくんですけど、ここに非常に憤りを感じるんですけど、しかし国がやることやからついていかなければならないかと思うんですけど、やってくれる担当者の方、非常に責任も重いし、ひとつ頑張ってください。みんなで応援しますので、やっぱりやっていかないかんと思うんですけど、そんな係やったらしたくないよというのは、内心、職員は思うんですけども、これは避けて通れん、誰かがやらないかんので、ひとつ御苦労ですけども、やっていただきたいなと思います。マイナンバーについてはそれだけで終わっておきます。

今後、10年間のまちづくりですけども、私もこの間、子ども議会で、やっぱり地元で働くところがないんやということも言われましたので、我々もそうです。今まで行政側も、それは働きを何とかしようということで今までも取り組んできているこ

とは事実なんですけど、現実、子供たちは学校を卒業しても地元で働きたいと、親も働かせてやりたいというのが夢ですけども、残念ながら限られた職場しかないということで、外へ出ていかざるを得んということで都会へ出ていかれるんですけど、それと同時に、私どももみんなで考えないかんと思うんやけど、働く場といたら、私も今、現在、頭の中は半分そうですけど、働く場というは企業誘致と考えるんやね。企業誘致といたら、物をつくる生産だと思っんです。何か工場をこしらえて、そこで物をつくと。今の、企業誘致というは、まず農業もT P Pや何やかんやということで、大型とかいって、農協も国もそういう制度になりますね。物をつくるだけが企業じゃないんです。農業法人でも企業やと思っんでね。休耕田を集めて法人化して、1反、2反の株主の人らをみんな集めて、出資してくれということで、何十人、何百人の農業法人をこしらえて、それで、できたら分配していくというような、これも1つの企業やと思っんです。

先入観、僕もそやけど、何か企業誘致っていったら、ホシデンやアイコムかなと、そう思うんやけど、その考えは全く除外して、一次産業から第三次産業まで、そういうような企業誘致に取り組んでいただいたらええかと思っんで、その点、町長、しっかり我々も議会として、また応援しますんで、取り組んでいただきたいなと思っます。その点、町長、どうですか。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

マイナンバーについては担当部長が答えさせていただきます。

今の問題ですけれども、企業の誘致の問題。まさにこれからの農業を守っていく上で、農業法人しかない、実は思っています。特に、清水地区の山椒農家でその話をするんですけどね、なかなか応じてくれないのが現実であります。大きな農業法人と違って構わん、5人でも3人でも構わん、そういう方向で、とにかく若い者に入ってもらような農業経営をつくらんと、これからの農業というのはますます荒廃していくなと。おっしゃるとおり、農業法人以外に農業を救う道はないのかなという思いがしています。ただ、僕の連れの、御承知のとおり、早和果実の秋竹という僕の同級生ですけれども、ここは非常に成功した例で、今、70人ぐらい従業員がおります。この間も行って、話をしたんやけど、将来的には20億円売るんやと言って頑張ってやっています。結構、若い子も入ってきて、今、田舎で暮らしたい、生活できればやりたいという都会の子供たち、若者がふえていると聞いています。機会があるごと、そういった農業法人をつくっていかなくてはならないなという考えは同じであって、よく農村へ行ったらそんな話をするんですけども、なかなか乗ってきてくれないのが現実であります。

頑張って、農業もこれから自給率を上げていかんと、東南アジアで人口がどんどん

とふえて、ほんまに食糧難が日本に来るん違うかなという時代が、本当に来ると思います。もうバナナなんかは全然入ってこないって、もうお気づきやと思いますけれども、バナナだけで考えても高騰しています。恐らく、これから東南アジアについても自国で食べる食糧が精いっぱいかなと、足らんようになるのかなとということで、これから日本の農業、やっぱり根本から考えていかんと大変なことになると思っていますんで、いろんな方法をつけて、農業問題にも取り組んでいきたいなと思います。

○議長（中山 進）

続いて、総務政策部長、林孝茂君。

○総務政策部長（林 孝茂）

マイナンバーの担当窓口はどの御質問にお答えいたします。

行政のそれぞれの業務にマイナンバーというのが今後、必要になってきます。そんな中で、その業務が住民課であったり、また税務課であったり、福祉課であったりと、それぞれの課で担当することになると思います。そして、個人情報の漏えい等の防止関連等につきましては、全体的なことに当たることでありますので、総務課で担当することになってございます。

それと、議員、おっしゃいますように、新聞報道等によれば、消費者団体などから個人資産への国の監視が強まるとか、またマイナンバーの利用拡大で情報が流出するリスクが高まるとか、そのような指摘が出ておりますが、マイナンバーの不正防止のために、国では特定情報保護委員会が設立されることになってございます。これを受けまして、今回の議会のほうに町の個人情報保護条例の所要の改定をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（中山 進）

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

最後に一言だけ申し上げておきます。

このマイナンバー、とにかく初めての試みで、大変重要な、大事なことでございますので、町長以下、担当部長、課長、そしてその下で実践的に働いてくれる職員の方々、ひとつ頑張ってもらうように激励してあげてください。それだけでございます。答弁は要りません。終わります。

○議長（中山 進）

以上で佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時50分でございます。

~~~~~

休憩 10時38分

再開 10時51分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順3番 3番（辻岡俊明）……………

○議長（中山 進）

続いて、3番、辻岡俊明君の一般質問を許可します。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

ただいま議長より、発言の許可をいただきましたので質問させていただきます。今回の私の質問は1件であります。子ども議会の総括についてであります。

皆さん御存じのように、先月7日、有田川町で初めての子ども議会が開催されました。ことし、改正公職選挙法の成立により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上にと70年ぶりに引き下げられたことと相まって、実に意義深いタイムリーな企画であったと思います。

一般の傍聴者以外に、町内各中学校の校長先生や関係者、そして我々議員が見守る中、5班で構成する質問団と議長団に分かれた石垣中学校の生徒が堂々と意見を述べ、スムーズに議事を進行させていた姿には驚くと同時に、頼もしさを感じました。石垣中学校の先生方の熱心な御指導もあったことと思いますが、図表を使ったり、タブレットを使ったりの工夫を凝らして、日々の生活に密着した要望、意見や、日ごろ思っていることを取り上げて質問していたことには、我々議員も教えられ、学ぶことが多かったように思います。

町長は昨年9月の質問に対する答弁の中で、子ども議会に期待することとして次の3点を挙げていました。1つ、議会を身近に感じてもらう。1つ、町政に対する質問や提案をしてもらう。1つ、政治や行政に興味、関心を持ってもらう。以上の3点であります。また、教育長は子ども議会は政治、行政に関心を深めてもらう体験的学習のよい機会になると答弁されました。

そこで、初めての子ども議会を終えて、町長の感想、所見と教育委員会の総括をお聞きします。

以上です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

辻岡議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、初めに、有田川町初めての子ども議会を開催できましたことは、関係各位に厚く御礼を申し上げたいと思います。生徒の皆さんの質問事項につきましても、通

学路など身近なこと、子育てから高齢者問題、地域の問題など多岐にわたり、住みよい地域にしていこうというすばらしい質問であり、生徒たちのしっかりした考えに驚きともに、大変うれしく思っているところであります。生徒の住む地域の課題をもとにした提案は参考すべき点が多数あり、今後、行政運営に生かしていきたいと考えております。また、質問事項にありました、国道424号の通学路の改修につきましては、一部、県が対応してくれたと聞いております。

前にも申し上げましたが、地域を盛り立てていく地方創生は町民の意識を高め、みんなでやろうという気持ちを持っていただくことが大切であると考えております。特に若者の郷土を思う気持ちが未来の有田川町には大変重要であると考えております。このようなことから、生徒の皆さんに政治に興味を持ってもらい、あるいは自分たちが生まれた地域に興味を持ってもらうということは、今後の有田川町には欠かせないことであると思っております。

今後の開催につきましては、学校の運営等に支障のないよう検討して、校長先生等々ともお話をしながら、進めていきたいなと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

辻岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、第1回の子ども議会が町議会、そして町当局及び関係各位の御協力を得まして、無事終了することができましたことに心より御礼申し上げたいと思います。特に、石垣中学校3年生の生徒諸君には、進学を控えた大切な時期にもかかわらず、7月から一般質問の調べ学習、あるいは打ち合わせなどに御協力いただき、感謝をしている次第でございます。

現在、一般行政、あるいは教育行政、政治、経済活動等々、大変な変革の時期を迎えております。議員御案内のとおり、国民投票法の改正により投票年齢が20歳から18歳に引き下げられたところがございます。そういった意味で、今回の子ども議会の開催は的を射た試みであったと思っております。

生徒たちは学校で学習する議会のことを実際に体験し、有田川町のことで疑問に思っていることや考えていることを質問したり、よりよい有田川町にするための提案をしたりすることを通じて、まちの仕事や議会の仕組みを理解し、より身近なものになったと考えておるところでございます。

学校も総括しておりまして、学校からの報告によりますと、生徒たちが地域に関することを調べていくうちに、今まで何となく思っていたこと、そして地域のことをはっきりと数値化されることにより、地域に対する興味が高まって、地域の課題に対して、何とかできないかというような気持ちが強くなってきた。また、生徒個々の発表

する力、そして調べる力がついたと聞いております。

さて、今後につきましては、子ども議会の開催に伴う教育課程の変更や、連絡調整など、学校や生徒への負担も考慮しながら、中学校を輪番制にするか、それとも各中学校の生徒会役員で構成した議員団によって行うか、また高校生を加えたらどうかという意見もございます。など、開催の頻度も含め、校長会の意見も参考にしながら前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

町長から、そして教育長から前向きな、期待の持てる答弁をいただきまして、本当にありがたく思っています。せっかくの機会でありますので、私の子ども議会に対する期待でありますけど、もちろん町長、教育長と同じであります。それに加えて、やはり、若者の政治離れとか、それを防止するとか、そして将来の町長、町議候補を育成する、そういうこともあります。何よりも、よりよいまちづくりの人材をつくっていく、そういうことを大きな目標としております。

この7月にアメリカのポートランド州のまちづくりで活躍中の山崎満広さんをゲストスピーカーとして、隣のドームで講演会というか、報告会がありました。そこには執行部の皆様方の大半も出席されていたと思います。議員も大多数が見えていました。その中で、彼らの話を聞いていて、山崎満広さんの視点で町内の若者を連れて、町内を視察して、旧吉備町内だけありますけど、彼らの視点から気づいたことを報告されていましたが、彼の言葉を何しますと、有田川町には町発展のためのたくさんの資源や可能性があるということ、自分の調査した資料をもとに具体的に話されていました。その話を聞きながら、そやな、そやなと私自身も気づかされることもたくさんありました。ある意味で、胸が膨らんでくるというのか、そういう思いを持ってきました。

また、先日の町合併10周年記念式典でも、記念講演をした龍谷大学の深尾先生、この方も同じようなことをおっしゃっていました。有田川町は自然が豊かであるとか、ここへ学生を連れてきたら、学生が物すごい喜ぶとか、自然の豊かさ、これは山崎さんもおっしゃっていたことでもありますけど、そういう報告がなされていました。

この2人の話に共通するものは、自然の豊かさとか、それだけではなくて、やはり、まちづくりに女性や若者をたくさん組み入れること、それが僕、一番印象に残っています。できるだけ多くの女性、できるだけ多くの若者、これをまちづくりの中にたくさん組み入れる。全くそのとおりやと、私も思っています。

何より驚いたのは、その会の司会者であったと思うんですけど、ホールがほぼ満杯

であったと思います。だから300名ほどいてたと思います。300名以上かな。立っている人もいてたから。この中で40歳未満の人、手を挙げてくださいと発言しました。私も物すごく感心があったんで、後ろを振り返りますと、私の目に半分以上、約60%以上の方が手を挙げていたと思います。わ、こんなに若者が来てたんかと。話を聞いていますと、他町からも来ているという話でありましたけど、しかし私の住んでいる地域の若者も二、三人見かけて話もしました。おまん、何で、これ来たんや。この話、物すごい関心があったからと。ああ、そうかと。私が出た2人は若者で、専業農家で、ミカンづくりをやっている若者です。その若者がまちづくりに興味があったからと見えていました。また、知人の管内の中学校の先生が自分の子供を連れてきていました。きょうは何よって、自分の子供に、中学生です、きょうの話を聞かせてやりたいんで、私、来ましたと。それぐらい、大勢の人の関心があったんやと思います。企画財政課が企画した事業やったんかもわかりませんが、よかったなと思っています。そのときの資料も、案内も持っているんですけど、ARIDAGAWA meets PORTLAND、暮らして楽しいまちはみんなが住みたいまちになるとか、これは副題ですけど、住民主体のまちづくりをポートランド市から学ぶ。期待以上に多くの方が集まって、期待以上に多くの若者が集まっていたなという感想を持っています。

結論としては、私は何を言いたいかというと、やっぱりまちづくりというのは企業誘致、仕事づくり、それもありますけれど、まず出発点は人づくりやと思っています。人づくりはまちづくり、人づくりは国づくり。まず人をつくらなあかんと思います。そういう意味で、今、町長が会長をしています、有田中央高校とタッグを組んでやっています、地域教育会、私なりに惜しみなく協力させてもらっているつもりであります。そういう事業、人づくり事業、やっぱり全ての部分で基本に据えてやっていかなあかんなと思っています。

そういう意味で、先ほども前向きな答弁いただいたんですけど、今後、本当に子ども議会、いろんな意味で町政に関心を持たせ、町の発展のための人材づくりのためにも、相手もあることでありますけど、毎年実施できるようによろしく願いしていきたいと思います。もう答弁は要りませんので、先ほど前向きな答弁をいただきましたので、それをもって私の質問を終わりたいと思います。

ただ、これは蛇足でありますけど、300人以上が集まって、大勢の人が集まり、たくさん車がとまっていた。終了予定がちょっとおくれたようでありますけど、7時から始まって9時半に終了しました。私、ついでやから、前回の質問もあって、きょうは何分ぐらいで全部の車が出ていくやろなと思って見ていました。10時まで見てたんですけど、まだ全部、出ないので帰りました。だから、やっぱり半時間以上かかっていた。その対策をよろしく願います。

以上です。

○議長（中山 進）

答弁はよろしいですか。

○3番（辻岡俊明）

はい。

○議長（中山 進）

以上で辻岡俊明君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 8番（岡 省吾）……………

○議長（中山 進）

続いて、8番、岡省吾君の一般質問を許可します。

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、8番、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は以前に一般質問で取り上げた事柄について、その後の取り組みはどうかということで、通告書に記載がありますとおり、林業振興のため木質を利用した循環型エネルギー社会の実現に向けての取り組みについてということと、不法投棄ごみの現状についてということで質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、初めに林業振興のため木質を利用した循環型エネルギー社会の実現に向けての取り組みについてということでございます。以前、5年前の平成22年6月議会に、木質バイオマスの研究と実践をということで一般質問をさせていただきました。また、昨年12月議会にも温泉施設のボイラー熱源に薪を利用したらどうかということで、一般質問した経緯がございます。5年前に質問したときは、あの忌まわしい未曾有の東日本大震災が起こる前でございますので、原発事故も発生しておらず、全国の電力供給は原子力発電を主流とした電力事情でありました。当然、当時からクリーンエネルギー事業に対する機運は高まりつつあったことは事実でございますけれども、木質を利用した循環型エネルギー社会の構築を実践されている全国の自治体はごくわずかであったように思います。それが原発事故の後には、それに拍車をかけて、クリーンエネルギー政策が大きくクローズアップされ、現在、全国各自治体や企業、また一般家庭等が原発に頼らない電力のメカニズムを実践されているのが現状であります。

そのような背景を経ているわけでございますが、当時、全国でも数少ない木質バイオマスの研究をし、林業振興の観点から、それを実践してはどうかということで一般質問をしたわけでありまして。そのときの町長答弁では、日本の技術発展は目覚ましく、木質を利用した新エネルギーは大いに期待するところであるが、町独自で取り組むということは非常に大きな事業のことでもあるので難しく、今後、関係機関あるいは民間の力もかりながら、木質バイオマスについて研究させていただき、間伐等の

利用促進の道を探るべく調査を行いたいとの答弁をいただきました。

また、昨年12月の一般質問において、町内の温泉施設では湯沸かしにかかる燃料費の支出が各々の施設の経営の利潤を阻害していることから、燃料費の抑制のために、また林業振興の意味においても、薪を熱源としたボイラーへと改修できないかと質問いたしました。町長答弁では、庁内各温泉施設のボイラーが老朽化しており、近々改修しなければならないボイラーがある中で、バイオマスボイラーへの交換は林業振興の観点からも意義深い。今後、コストの比較や間伐材の量、価格、搬出方法、また、ふるさと創生の事業も探りながら、他方面の意見を聞き、そういう方向で進めるよう検討したい旨の答弁を賜りました。

その後の取り組みはどうかということでお聞きいたします。林業不振が叫ばれて数十年、かつては隆盛をきわめた林業も時代の変遷の中で衰退の一途をたどっているのが現状であります。この林業の問題をどう好転にしむけて、活性化していくかということは、有田川町のみならず日本全国の市町村が抱える極めて重要な課題であると思います。町面積の大半を占める有田川町においても、とりわけ山間部の住民皆さんからは、林業を何とか振興してもらいたい。山を動かす手だてを考えてもらえないと地域が持ちこたえられないと切実な思いを、皆さん口をそろえて申されます。私も同様の思いであります。この森林資源を余すことなく、どう有効活用していくか、その道を探ることが急務であると考えます。町長の御答弁をお願いいたします。

続きまして、不法投棄ごみの現状についてということでございます。このことにつきましては、以前、3年前になりますが、平成24年9月議会において、夏場のシーズン、川遊びに来られる方や魚釣りに有田川へ訪れる方で、ごく一部の方だと思いますが、マナーの欠落した方が放置するごみの問題について、景観保持のために条例の罰則規定に当てはまるものに対して、町条例において罰金を科すように定めて、ごみ不法投棄の抑止力を高め、一層の美化に努める必要があるのではないかとただしたものであります。そのときの町長答弁は、以前よりごみの散乱は少なくなっているが、依然マナーの悪い不心得な方もおられるのが事実であり、今後、悪質で有田川町環境美化保全と美化に関する条例第5条、ごみ散乱防止に係る事項に著しく違反することが横行する事態が多発すれば、罰則規定を考慮しなければならない。また、ごみ散乱箇所の監視強化やごみ回収頻度も検討したいとの答弁をいただきました。

毎年、夏休みシーズンともなりますと、毎日のように県内外から多くの皆さんがお越しになり、にぎやかになることはいいことなのでございますけれども、私の知る範囲で、ことしのごみの問題や路上駐車の問題で地域とのトラブルが見受けられたのが残念でした。地域住民の皆さんは誰かれなしに他人が残していったごみをボランティアで拾い集めてくださりますし、町職員もシーズン中は毎週月曜日に河原までおりて、ごみ拾いをしてくれていること、またボランティアで拾い集めてくれたごみの回収につきましても、担当課の環境衛生課が電話1本ですぐさま対応していただけることに

ありがたく思うところでございます。以前、余りにもごみの放置がひどかった一時のころに比べると、ごみの量も減ってきたのかなと個人的にはそう感じるわけでありませけれども、ことしの夏、有田川にお越しになった方が残していったごみは町内でどれぐらいの量があったのでしょうか。また、そのごみの量は年々どう推移しているのでしょうか。それから、町条例における罰則強化のその後の見解はどうかをお示しいただきたく思います。

また、この議会に一般会計補正予算として計上されていましたが、不法投棄ごみ撤収委託料、30万円、どこにどんなものが捨てられていたのか、部長にお聞きいたしますと、楠本地区の林道脇に大型重機のキャタピラーゴムクローラーが何本も捨てられていたということで、これはまことに悪質です。そこで、年間を通じて不法投棄ごみの撤去処理委託料にどれぐらいの費用が発生しているのかお示しいただきたいと思えます。これら、悪質な不法投棄については現行犯でなければ、投棄者を割り出すことはかなり難しいかと思えますが、何らかの対策を抜本的に講じなければ、次から次へと同様のケースを生み出すと思えます。どのような対策を持って監視に当たられるか、今までの取り組みと今後の方向性を考えておられればお聞かせ願ひまして、私の壇上での一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡さんの質問にお答えしたいと思います。

林業問題、当町だけではなくて、おっしゃるように、日本全体の大きな問題であります。ただ、有田川町、今、木材加工センター、それから清水森林組合、非常に好調に推移しているという報告を受けて、大変うれしく思っているところであります。

まず、最初に木質バイオマスを利用した循環型エネルギー社会への取り組み状況についてであります。昨年12月の定例議会において、林業不振の起爆剤となるよう、各温泉施設のボイラーについて、木質バイオマスを活用したボイラーへ改修してはどうかという御提案をいただいたところであります。そのことにつきましては、その後、各施設で検討を行い、化石燃料と木質バイオマス燃料とのコスト比較等を進めているところでありますが、熱源になる間伐材等の供給体制につきましては、さらなる検討が必要だと考えております。明恵峡温泉につきましては、湯の量、熱の量ともに多く、設置場所の問題等もあり、老朽化した既存の給湯器については、従来の電気による給湯器に更新することになっております。清水地域の温泉施設につきましては、現在の灯油を使用したボイラーから、薪を利用したボイラーに更新できないものかと、今、検討しているところであります。

また、現在、木質バイオマスボイラーとは別に、木質バイオマス発電関係者の事業者からお話をいただいております。これにつきましても、建設場所、発電量、売電価

格、木材の搬出量と、その価格など、いろいろな問題があり、事業者の方も簡単に運営できる計画が立たず、検討しているところであると聞いております。今後においては今まで以上に循環型エネルギー社会への変革が必要であると考えますので、実現に向け検討を重ねていきたいと思っています。

実は、今、名古屋、電気屋さん、2件、バイオマス発電の関係で当町へお越しになってくれております。バイオマスの燃料が非常に気になる場所である、材木屋さんのほうへもちょっと調べてくれと、どのぐらい年間出してもらえるのか調べてくれということで、お話があるようです。これも、まず、そんなに大きなやつではなしに、1,000キロ、あるいは2,000キロ単位の発電機をまずつくりたいということで、そうすると、とにかく、うちの町にもいろんな場所がありますので、そこへ1,000キロとか、小さいやつを据えていただければ、その熱源を温泉の熱源に利用できないかなということ、これからも楽しみにしているところでもあります。

次に、不法投棄ごみの現状についてでありますけれども、不法投棄ごみの最近の現状については、一時に比べて減ってはきているものと思われまますけれども、一部のマナーの悪い客による、ごみの散乱は目に余るものがあり、地域住民が注意することによってトラブルがあったという話も聞いています。

以前とは見違えるほど、よくなってきております。帰りにみんな持っていくということはないんですけれども、てんと整理してくれたり、そういう仕事はちゃんとやってくれて、置いていく方がほとんどで、非常にうれしく思っているんですけれども、やっぱりこれも地域の皆さん、あるいは町の職員が、夏休み、特に月曜日、毎週、片づけていって、きれいにするのをキャンプをしている方が見て、これはほったらかさんという考えになってくれているんだと思っています。

御指摘の町条例により罰則を強化とのことではありますが、御存じのとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する第25条、第1項、第14号に廃棄物の不法投棄の罰則が定められており、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金となっております。不法投棄は犯罪であり、悪質な不法投棄や迷惑駐車などに対しては警察への取り締まり強化を求めていくなど、町条例で規定するよりも、法律による罰則を適用していくことで抑止を図り、環境美化に努めていきたいと考えております。

監視体制につきましては、町内、非常に広い面積でありますので、町職員だけで行うことは難しいと考えております。地域住民の皆さんや郵便配達員さん等から情報提供をいただき、警察との連携を密にしながら、早目の回収、処理をしていきたいと思っています。

あとは担当部長に答弁させます。

○議長（中山 進）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

私のほうからは、川遊びキャンプに来られた方の残していったごみについて補足説明をさせていただきます。これについては役場において回収した分の集計ということで御了承願います。

今年度は吉備金屋地区で環境センターに搬入した分で、410キログラム、廃タイヤ、塩ビ製品の処理困難物は推計で150キログラム。また、清水地区ではごみ袋8袋となっております。昨年度には吉備金屋地区では週末ごとに雨で、7月の最後の月曜日1回しか実施してございません。環境センターへの搬入分が50キログラム、処理困難物も50キログラム、清水地区でごみ袋28袋となっております。平成25年度におきましては550キログラム、ごみ袋は20袋。平成24年度については、これも1回しか実施できておりませんで、150キログラム、平成23年度については540キログラム、ごみ袋43袋。平成22年度で750キログラム、ごみ袋22袋となっております。実施した回数も年度によって違いますので、一概には言えませんが、当初、平成22年度あたりと比べたら、減少傾向にあるものと思われま

それと、不法投棄ごみに対する年間の処理費でございますが、平成25年度は103万6,000円、平成26年度は61万2,000円、平成27年度については議員御指摘のとおり、今回の補正予算で要求させていただいている分を含め、予算額で122万3,000円となっております。

既に、ごみの不法投棄が多発する場所には、区長さん等の協力を得ながら、不法投棄対策用の看板等の設置を進めており、その啓発文の中にも、法律により罰則を受ける旨の記載をしているところではありますが、一部、古くなった看板を新しい看板へ交換することや、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の罰則規定、これを強調するなどの工夫をいたしまして設置し、抑止を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

8番、岡省吾君。

○8番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。木質バイオマスの関係について、この件は林業の振興ということで、引退された議員さんも常にライフワークのように質問されていて、清水地域の山間地の皆さん、本当に口をそろえて林業の振興をお願いしたいということで、口にされていることでございますけれども、今し方同僚議員さんからもありましたけれども、子ども議会を開催した折に、清水と吉備の格差問題についてということで、町長は清水を格差と思わんと、特色として捉えて振興させていきたいという旨を答弁されていたかなと思うんですけども、やっぱり山間地、林業を中心として森林の活性に向けて、前向きに検討していただきたいと思います。

この7月に長野県の栄村でシンポジウムがありまして、参加させていただいたとこ

ろ、先進地の群馬県の上野村の取り組み、また北海道、下川町の取り組み、林業振興にとっても前向きに取り組んでやられているところをございました。それから、岡山県の真庭市にも同僚議員さんとともに勉強に行かせていただいて、木質の発電所であるとか、いろいろな木質振興、林業振興について、木質を利用した取り組みをやられているところを研修させていただきました。日本全国で国土の8割以上を山林が占める日本において、やっぱり各地域というのは森林を有する市町村ばかりでありますので、この問題については先進的な取り組みをされているところがかなりあります。そのような中、和歌山県は紀の国、和歌山県というだけあって、森林振興に知事も力を入れたいという中でありましてけれども、なかなか後進的な格好で、まだ先進的なところまで来てないのかなと、個人的には思います。県も森林振興に力を入れたいと、知事も常々おっしゃっているので、市町村が手を挙げることを待っているのではないかなと思っております。ですから、県とさらに連携を密にして、また情報交換しながら、先進地の事例もまた研究していただいて、前向きに取り組んでいただきますように、お願い申し上げます。

また、ちょうど今地方創生の話もありますので、うまいこと、あとから同僚議員さんの質問もあると思いますけれども、うまくそこへ割りこめていけるように考えていただけたらと思います。

ごみの問題につきましては、今、御答弁いただいたんですけど、ことしも僕も地元だけしか見ていないんですけども、若い子が残していったごみ、大分見させていただきました。中には他人さんのごみまで拾って持って帰ってくれる若い子らもいるんですけども、ごく一部のそういう悪質な方が残していったごみが多数見受けられたんですけども、一応、注意喚起はするんです、いつも。持って帰ってくださいと。ただし、その場で持って帰っても、尾岩坂の途中でほったり、コンビニのごみ箱へ捨てたりということがあって、それやったら1カ所へ、ここへ置いておいてくれと、あとは町に頼んでから処理してもらおうからというふうにしてもええんかなと思いつつながら、それを認めてしまうと、ここへほってもええもんやと思ってしまうんで、難しいところもあるんですけども、よそへほられることもあるんで、そういうことも1回、検討していただけたらと思います。

答弁的には特になんですけど、前向きに今後とも取り組んでください。ありがとうございました。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

再質問にお答えしたいと思います。

ごみ問題ですけども、夏休み、町外からようさん来ていただけるということは、これも大事なことであります。しかしながら、ごみというのは自分たちですら

のが決まりということで、今後ともそこらあたり徹底していききたいなと思っています。ただ、よそへほるんであれば、そこへ仕分けをして置いておいてくれるのであれば、環境課のほうで収集にもまわりたいなと思います。

それと、木質バイオマス、これは非常に林業の振興の面からも大変なことあります。以前、和歌山県でも一旦取り組んでやろうかという話が、紀陽銀行とタッグを組んで、出たんですけども、今のところ、いつの間にか立ち消えになっているような状況であります。また、知事にも何かええ方法で応援してもらえる制度はないんかということも話をさせてもらって、できれば1カ所でもバイオマスボイラーで対応していただけるのになという思いで、これからも林業振興には取り組んでいきたいと思っていますし、そういった民間の方にも町としてできるだけの応援をして差し上げたいなと思っております。

以上です。

○議長（中山 進）

以上で岡省吾君の一般質問は終わります。

……………通告順5番 14番（増谷 憲）……………

○議長（中山 進）

続いて、14番、増谷憲君の一般質問を許可します。

14番、増谷憲君。

なお、増谷憲君より資料の配付を求められていますので、これを許可し、お手元に配付します。

○14番（増谷 憲）

資料の配付、ありがとうございます。

ただいま、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、4つの項目で出させていただきます。順次させていただきます。

最初に、今、国会で審議されています安全保障関連法案の問題についてであります。この安全保障関連法案についてお聞きする前に、立憲主義について、まず伺っておきたいと思います。法律や条例などは憲法に基づいてつくられることになっています。そして、それに反する法律などは違憲となり、つくることができないし、運用されません。政治は憲法の枠内で行われなければならないということでもあります。また、憲法や法律などを運用する国会議員や公務員などは、憲法99条に基づき、そして地方公務員である町職員などはサービスの宣誓に関する条例に基づいて、仕事をするものになっています。そこで、まず憲法99条の目的と認識について町長に伺います。

2点目として、町職員のサービスの宣誓に関する条例の目的と認識についても伺っておきたいと思います。

3点目の安全保障関連法案の認識について伺います。この関連法案は新法案の国際平和支援法と既設の自衛隊法、PKO協立法、周辺事態安全確保法を改正した重要影

響事態安全確保法、船舶検査活動法、武力攻撃事態対処法、米軍行動関連措置法を改正した米軍等行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法の11本となっています。これら11本の法案で何をやろうとしているかではありますが、中心点は2つだと思います。1つはアメリカがどこであろうと日本の防衛とは関係のない戦争を始めても、自衛隊もこれに参加し、これまで非戦闘地域にしか行かないとされてきたのが、戦闘地域にまで行って、いわゆる後方支援、兵たん活動ですが、また治安維持活動の軍事支援を行います。そして、核兵器や劣化ウラン弾など、非人道兵器でもアメリカへ移送できるというところもないことが明らかになっています。このように自衛隊が戦闘地域に行って、米軍の戦争へのあらゆる支援を行います。戦闘地域にまで行きますと、当然、相手の攻撃を受けます。そうなりますと、安倍首相が国会で答弁したように、武器を使用するということになります。そうなれば、憲法が禁止した武力行使そのものになってしまいます。かつてイラクのサマワの非戦闘地域へ自衛隊を派兵するときに、戦闘訓練を行っていったように、非戦闘地域といっても安全でないことはわかっていたのであります。現に自衛隊の宿営地にロケット弾などの攻撃を14回受けています。それで、当時の陸上統合幕僚長は10個の棺おけを準備したと証言しています。危険性は明らかではないでしょうか。仮に戦争立法が強行されたら、日本が攻撃を受けての対抗でなく、アメリカなど他国が始めた戦争への参加で、間違いなく戦死者が出るのではないのでしょうか。戦争で真っ先に危険な目に遭うのは前途ある有田川町出身の51人の自衛隊員ではないのでしょうか。

第2の観点は、日本が攻撃されていない、日本が守ることではなくても、集団的自衛権を発動し、自衛隊が海外での武力行使に乗り出すことです。ここでの大きな問題は、集団的自衛権を発動するかどうかは、その時々政権の判断次第でありますから、どこへでも広がっていくということです。しかも、日米安保条約があるため、アメリカの思惑で参戦を求められますから大変であります。

アメリカは御存じのように、先制攻撃を常套手段にしています。アメリカが他国に先制攻撃した場合でも、集団的自衛権を発動するののかとの質問に対して安倍首相は、発動を否定できませんでした。先制攻撃は違法な侵略行為ということは当然であります。アメリカはイラク戦争のときに、大量破壊兵器でイギリスが武力攻撃されていないのに、武力攻撃が行われたとうそをついて、イギリスと一緒に国連憲章違反の先制攻撃を行いましたのは有名であります。このようにアメリカは無法な先制攻撃を一貫して国家の基本戦略としています。こんな無法な戦争をしてきているアメリカに、日本政府は一度も反対したことがありません。ですから、一たん参加してしまったら、引き返すなんて、簡単にできない問題であります。これが安全保障関連法案の一番の問題点であります。

さらに安全保障関連法案審議開始前の5月に作成されたにもかかわらず、法案の8

月成立を前提に、統合幕僚監部が部隊の運用計画を作成していたり、河野統合幕僚長が昨年12月の訪米時に、アメリカ軍幹部に安全保障関連法案のことしの夏までの成立を表明したことも明らかになりました。

以上のことから、町長はこの安全保障関連法案についてどのような認識をお持ちなのか伺っておきたいと思います。

2つ目は地方創生の問題であります。今、地方創生総合戦略の有田川町版の具体化や、方向性についての計画づくりを進めています。地方自治体の取り組みを支援する3つの指標があります。1つは生産性の高い、活力にあふれた地域経済の構築。2つ目に地域の総合力を引き出す。3つ目に民間の創意工夫、国家戦略特区の最大活用。そしてこれに基づいて、4つの政策分野を示しています。1つは地方での安定した雇用の創出。2つ目に地方へ新しい人の流れをつくる。3つ目に若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4つ目に時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域間連携を言っています。今、この具体化が求められています。2016年度は恒常的な制度設計となる年だけに、全体の進捗状況を説明していただき、次の点で御説明いただきたいと思います。

まず、総合戦略や人口ビジョンにおける数値目標はいかがでしょうか。

2つ目に、新型交付金の1,000万円上乗せの申請期限が8月14日とお聞きしておりますが、既に出されているのでしょうか、その内容はいかがでしょうか。

3つ目に地方創生先行型交付金の上乗せ交付分タイプ1ですが、これは地方自治体が産官学労言の参画による推進機関を設置することを条件に先駆性を持つ事業の実施に対して、内閣府に設置予定の有識者会議が審査、選定して交付決定されます。これも申請は8月末までとなっておりますが、出されたのでしょうか。その内容はいかがでしょうか。

4つ目に、地方交付税へのトップランナー方式についてであります。事業の平均的経費を算定したやり方から、同じ事業を最も低コストで実施した自治体の経費を基準にする算定の仕方です。歳出効果率に向けた取り組みで、他団体のモデルとし、それを先進的な自治体が達成した経費水準の内容を計画期間内に地方交付税の単位費用の積算に反映させて、自治体全体の取り組みにしながら、交付税を全体として減らす計画になっています。交付税が一本算定になろうとしている中で、さらに減らされると、財政計画が今後成り立っていかないのではないのでしょうか。認識と対応についていかがでしょうか。

5点目として、地域再生法が既にあります。この地域再生法と地方創生関連事業計画を関連させているのでしょうか。伺っておきたいと思います。

6点目として、地方創生事業に係る成果を5年で出すことになっていますが、これもいわゆるPDCAによる検証で、成果が出なければ、ここでも交付税を減らされることとなりますが、これらの認識と捉え方についていかがでしょうか。

7点目として、大きな事業だけに議会での説明を恒常的に行い、推進状況を報告すべきではないでしょうか。

第2の柱として以下のようなことを盛り込んでいただきたいと思います。1つは若者の雇用対策として最低賃金900円に設定し、そこへ引き上げる企業に差額分の、和歌山県下とうちで、この900円を比較しますと差額は169円になります。この分の助成制度を設けてはどうか。2つ目に、高校卒業まで医療費の無料化、引き上げたらどうか。3つ目に、若者への起業支援策を求めているかどうか。4つ目に、住宅リフォームの制度化。5つ目に農林水産業への支援策。そして6つ目に自然エネルギー導入策。7つ目に、34局地域へのネット整備の問題。8つ目に、移住支援策。9つ目に、空き家活用策。10番目に公共交通の充実。11番目に清水や金屋地域へまちおこし協力隊の導入についてであります。これらをぜひとも盛り込んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

3つ目に、町道、県道、国道の維持管理について伺います。道路の維持管理についてはどこが管轄するかは、道路法第1条にかかっています。道路に関して、道路の指定、認定、管理、構造、保全、費用の負担などの事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進するとあります。同法第42条には、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとあります。ここから、1点目として、道路の維持管理責任はそれぞれ町、県、国にあるということだと思いますが、確認したいと思います。

次に、道路法第42条にあるように、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、交通に支障のないようにするように、例えば陥没でタイヤがパンクし、ハンドルをとられ、車をぶつけてしまった。また、側溝に土砂がたまり、その水が道路にあふれ、その水が冬場に凍って車がすべって事故を起こした場合など、いろいろなことが考えられます。良好な状態に保つ改修などを行っていないかったら、管理責任が問われることにもなるのではないのでしょうか。2点目として、そのときの賠償問題を提起されれば、その責任はどこになってくるのでしょうか。過去にそのような責任を問われた事例がなかったのかどうか、あわせてお答えください。

3点目として、それぞれの道路管理者として、定期的に側溝にたまっている土砂の撤去と道路の凹凸になっているところの改修を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、4番目の質問として、公共施設のトイレの整備について伺います。人間にとって排せつは年齢、障害の有無にかかわらず、命を維持するために不可欠な行為であります。公共の場で誰もが快適に利用できる公共トイレを整備していくことは、移動上のバリアフリー化と合わせて、高齢者、障害者を初めとする、あらゆる人々が行動範囲を広げるための重要な要素だと言われています。今日、住民の社会参加や高齢化により、公共施設等のトイレの利用も高まっています。しかし、洋式トイレがふえ

たとはいえ、和式トイレも結構あるために、高齢者や車いす使用者の外出や社会参加を阻害する要因の1つにもなっているという調査もあります。

山形行政相談委員協議会が平成25年8月まとめの、トイレに関する調査で見ますと、これは住民からの行政相談の中で公共施設などのトイレは和式が多く、お年寄りや体の不自由な人が困っているのもっと洋式トイレをふやしてほしいとの要望が出されて調査したというのであります。それによりますと、洋式率が低いのは公園、公衆トイレが27%、県、市町村庁舎などが32%、市町村の地域集会所などが39%と出ています。そして、外出時に洋式トイレを利用すると答えた人は59%、和式を利用すると答えた人は13%です。自宅のトイレについても調べています。自宅のトイレを洋式と答えた人は89%。なぜ、洋式トイレを利用するかとお聞きしましたら、自宅がそうなっているように洋式になれているというのが80%、体が不自由、または和式を使ったことがないとなっています。まとめで、予算措置の問題もありますが、洋式化や身体障害者トイレの設置の必要性を訴えています。しかも、洋式トイレに便座クリーナー、または便座シートが備えつけられれば、洋式トイレの利用が一層進むと指摘しています。

私も町内の方々からトイレを洋式にしてほしいという声を聞きました。山形県の行政相談委員協議会へ寄せられたような声でありました。私は町内の主な公共施設のトイレの状況を町のほうで調べてほしいと依頼しました。議員各位にお渡しした資料がありますが、それで見ますと、小中学校を除く旧3町の56施設で見ますと、洋式、和式の設置率は74%、多目的トイレは70%、手すりの設置は56%です。しかし、洋式トイレと多目トイレの両方がない施設は8つあります。御霊公民館は男性の場合、和式トイレになっていますが、それを入れると9つありますが、8つのうち7つが清水地区の施設になっています。清水町民会館、栗生集会所、城山公民館、楠本区民センター、下湯川ふるさと村、上湯川分館です。しかも、これからの和式トイレには手すりも設置されておりません。設置の利用状況も含めて改善していく必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時50分

再開 13時01分

~~~~~

○議長（中山 進）

先ほど配付しました資料に文字の誤りがありました。訂正して配付しておりますので、御了解願います。

再開します。

増谷憲君の一般質問を続けます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、増谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

1つ目の安全保障関連法案についてであります。憲法99条の認識はということでもありますけれども、憲法第99条では天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふとなっています。私も日本国憲法は尊重しなければならないと思います。

それから、職員のサービスの宣誓についてでありますけれども、御存じのとおり、有田川町職員のサービスの宣誓に関する条例は地方公務員法第31条の規定に基づいて定めているものであります。その目的は職員の倫理的自覚を促すことであり、宣誓の内容についても、国から示されているとおり定められております。

安全保障関連法案については、今、国のほうで議論が盛んに行われております。このことについては答弁を差し控えさせていただきたいと思います。ただ、戦争は二度と起こしてはならないということは心に深く思っております。

2つ目の地方創生事業についてであります。人口ビジョンにおける目標人口についてでありますけれども、国立社会保障人口問題研究所での有田川町の人口の2040年の推計値は1万8,959人。それから、2060年度、今から45年ほどの後についての推計は1万3,755人となっております。これは元の総務大臣の増田さんがこの数字を発表して、とにかく全国で800以上の自治体が消滅するんやというようなショッキングな発言をされております。我が町もこの人口以下に食いとめられるかについて、国や県の人口ビジョンを勘案しつつ、現在、幾つかのシミュレーションを行っているところであります。また、総合戦略における目標数値も各項目ごとに、目標数値の精査を行っているところであります。

新型交付金の上乗せ分でありますけれども、議員御指摘のとおり、8月14日が締め切りでありまして、既に計画書を国に提出しています。内容につきましては、若年者の声を反映するまちづくり事業、公有施設の民間活用モデルづくり事業、それから受け入れ態勢整備事業の3事業で、関連する委託料の予算を今回の議会に上程させていただいているところであります。上乗せ交付金タイプ1につきましては、広域にわたる複数の地方公共団体の適切な連携と要件的に合致させるのが難しい部分もあり、申請につきましては見送ることになりました。地方交付税のトップランナー方式は歳出効率のよい団体を基準として、交付税の標準的経費を決定していく方式でありますけれども、この方式では単に交付税を減らす手段に使われるだけの可能性が多いと認識していますので、導入しないように国、県に働きかけていきたいと思っております。

地域再生法の地方創生事業計画を関連させるのかとのことでありますが、現在のと

ころ、当町には該当となる事業がございません。今後、該当する事業が出てきた場合には、地方創生に係る事業と地域再生法による事業を関連づけして実施していくことも検討してまいりたいと思います。

地方創生事業による成果が出なかった場合のペナルティーについては、現在のところ具体的にはまだ何も決まっておられません。計画の成果がちゃんと出せるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

議会への説明につきましては、策定委員会のメンバーに中山議長さんに入っておりますが、現状では12月議会で報告させていただきたいと思っております。

なお、上乘せ交付金の関係上、国への提出期限は10月末なので、一旦は国に提出させていただき、議会の御意見をお聞かせいただいた上で、必要な項目については年度末までに変更してまいりたいと考えております。

計画に盛り込んでほしい項目として11項目を挙げていただきましたが、総合戦略の中では個々の項目について具体的に表記はしないものの、できるだけ多くの項目を網羅できるよう計画書を作成してまいりたいと考えております。なお、総合戦略で展開する事業はソフト事業でありまして、5年間に限定された交付金でありますので、5年後以降の財政状況も勘案しながら、計画書を策定していきたいと考えております。

次に、町道、県道、国道の維持管理についてのお尋ねがありました。まず、道路の管理責任はどこにあるのかという御質問でありますけれども、国道42号線は国、3けた国道である、我が町を通過している424号、480号及び県道は県が管理しております。町道及び町が施工した農道及び林道は町が管理しています。

次に、不作為による交通事故発生への賠償責任はどこにあるのか。過去の事例はどの御質問でございますが、町道における事故等の賠償責任については、事故等の内容や、そのときの状況により責任が違ってまいります。最近5年間で賠償の事例については7件で、支払金額は55万1,379円でございます。

3つ目の側溝にたまっている土砂の撤去、凹凸の改修などの御質問については、部長に答弁させます。

次に、公衆トイレの整備についてであります。町内施設の洋式トイレの改修につきましては、現在県の補助金を受けて、観光施設等で洋式トイレの改修を進めているところであります。増谷議員から提案のありました8カ所のうち、花の里公園につきましては、この事業で改修をもう既に行ったところであります。他の7カ所の施設につきましては、施設の利用状況を考慮した上で、検討していきたいと思っております。ただ、境川のトイレについては当初、ちょうど観光でなぜかあそこも残っちゃうんと違うんかという、県の指摘がありました。誰があんなところへ行くんよっていったら、知事が虫をとりにきて、たまたま寄るそうです。知事からの指摘でということで、地元と話をしたんですけど、あそこは谷水しかとれないという状況があって、ちょっと無理かなという、地元の説明があったんで、それは県のほうにも了解して。また、今

度の国体に向けてのトイレのおもてなしということで、随分と改修させていただきました。今後についても地元の区が管理している施設もあって、それらの施設については地元の意向を考慮しながら、改修の要望があれば、有田川町区民集会等設置補助金交付金要綱に基づいて助成を行っていきたいと思っています。今後においても高齢化が進む中でございますので、洋式トイレの改修に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山 進）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

私のほうから、側溝にたまっている土砂の撤去、凹凸の改修など、定期的にとの御質問について説明いたします。台風や豪雨の後は道路や側溝に土砂がたまり、通行するのが危険な状況となりますので、早期に職員によるパトロール調査を行います。また、区長さんを初め、住民の皆さんや通行人の方からも連絡をいただけますので、できるだけ早く撤去し、安全に通行できるよう対処するとともに、再度の災害が発生しないよう心がけております。

なお、清水地域では町道の整備作業員を常時2名雇用して、日常の管理に努めております。町道の路線数も多いことから、今までの慣習で、日常の管理についてはできる限り地元区でお願いしてきているところではございますが、土砂が常時流出するような箇所等は町で対応するように心がけてまいりたいと思っております。

また、道路の凹凸の改修につきましては、パトロールによる調査や住民や通行人からの通報をもとに、職員で補修できるものは直ちに応急補修し、規模の大きなものについては補修工事により早期に施工するよう努めております。

なお、生コンクリート等の補修材料を支給させていただき、地元の方々に修繕をお願いする場合もございます。また、県が管理する国道、県道については有田振興局建設部に情報を提供し、早期に対処していただくよう、要請しております。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

答弁漏れがありますけども。2番の計画に盛り込んでほしい項目という中で、1番から10番まで。

○14番（増谷 憲）

それはもうお答えいただきました。

○議長（中山 進）

やってくれた。済みません。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。再質問させていただきます。

ちょっと、順番を変えて、3番と4番の質問を先にさせていただきます。特に、維持管理の問題なんですけども、町道、県道、国道にまたがるという点があるんですが、私にこういうことをやってほしいと言われた方があるんです。というのは、スクールバスなどを運転している方なんですけども、冬場がやっぱり凍るということがあって、スクールバスやタクシーが通る道のところの側溝が土なんかかたまっていたら、側溝に流れやんと、道へ水が流れるんです。そうしたら、冬場はどうしても凍ってしまうと。それで運転が物すごい気をつかうし、心配なんだということで、せめてスクールバスなどの運行をする地域の道路については土砂をとっていただいて、水がちゃんと流れるようにしていただいて、凍らないような環境整備をぜひともしていただきたいという御指摘なんです。子供の安全を最重点において、スクールバスを運行していただいているんですが、その点も含めて、ぜひとも配慮していただきたいと思いますが、そういうことも含めて対応していただきたいということです。

それから、4番目の公衆トイレの問題なんですけれども、ぜひ7カ所については順次、利用状況を見ながら対応していただきたいと思いますが、あわせて洋式で設置しているトイレについては、他人が座るトイレだから便座クリーナーとか便座シートなんかもあったらという、そういう声もありますので、あわせて検討していただきたいと思いますが、その点、ぜひとも求めておきたいと思いますが、御答弁をいただきたいと思います。

それから、安全保障関連法案の問題なんですけども、町長は二度と戦争はあってはならないという答弁をいただきました。これは確かに皆さんの願いだと思いますので、そういう姿勢であるならば、今、国会で論議されている安全保障関連法案と言っていますけれども、実質は他国が戦争しにいくことへの協力の内容になっていますから、私は絶対これは許されない問題だと思いますので、その点、町長がやっぱり答えないのじゃなくて、有田川町からも51人の自衛隊員が現に行っているわけですから、そのうちの1人のお母さんから言われました。私、息子から電話がかかってくるたびに心配しているんですと。息子がとうとう海外へ行くことが決まったんじゃないかという心配の声でありました。ですから、そういう願いにも応えるためにも、こういう法案、十分審議が尽くされていないし、問題があるから、本国会で成立させるなという意思を表示すべきではないかと思いますが、町長、再度、御答弁いただきたいと思います。

それから、地方創生についてであります。私はこの問題で、財源的な問題、先ほど町長からも御答弁いただいたように、トップランナー方式だと経常経費の削減が中心になって、それに合わせられたら本当に私たちのまちは成り立っていかないと思いますし、まち・ひと・しごと創生事業の財源のうち、半分は自治体ごとの行革、地域活性化、人口減少対策などの成果を基準に交付税を配分すると言いだしたんですね。こ

うなったら、P D C Aの結果が成果が出なかったら交付税は減らすということにつながっていくと思うんです。こういう財源の配置の仕方も、やっぱり文句を言わなあかんの違うかなと思うんです。ですから、全国町村会では、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服、地方創生の目的を達成させるためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮することを求めて、国へ上げているんですよ。まさにそういうことじゃないかと思えますし、地方6団体も地方創生先駆型交付金を大幅に上回る規模を確保するとともに、地方創生推進のために、少なくとも、当面、5年間を見据えた施策を展開する継続的なものとするを要求しています。あわせて、地方単独事業についても、過度な給付拡大競争の抑制を求めているわけです。だから、地方単独事業、町単独事業もそのまま全部、乗せるなという言い方になっているんですよ。これでは本当の地方創生という意味がなくなってくるのではないかと思えます。ですから、町として交付税制度の堅持、住民サービスを後退させないよう、町村会としてやっぱり意見を上げるべきではないかと、これらのことを踏まえて、その点はいかがでしょうか。

それから、総合戦略策定の手引きというのがありますよね、これには議会もかかわって下さいということになっていますので、できるだけ議会にその都度、その都度報告していただきたいと思えますが、その点はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

トイレの問題でありますけど、7カ所、一遍、地域の方々とも相談しながら、やっぱり今の時代、洋式は必要だという認識は持っていますんで、これは相談しながら随時やっていきたいと思えます。ただ、さっき言ったように、境川なんかは全然対応できないという場所も多分あると思えますんで、やっていきたいと思えますし、沼谷の公民館、これについては、今、和大的若い子供たちが入ってきてくれてますんで、ここも既に県の補助金なしの改修も行ったところもありますんで、これについては真剣に取り組んでいきたいなという考えであります。僕も実は膝が悪いので、和式のトイレは絶対よう行かんということでもありますんで、お年寄りの方は大変だと思えますんで、取り組んでいきたいなと思えます。

それから、関連法案、今、国会でも審議中であります。それを見守りながら、ここで答弁を差し控えさせていただきたいと思えます。

今回の地方創生は5年間で成果を調べるということでもありますので、せっかくの地方創生が、こういった交付税を減らす目的でやられたらかなわんという思いを持っています。これは全国の町村会挙げて、いろんな取り組みをこれからもしてってもらえると思えますんで、我々も一緒になって頑張っていきたいなと思っています。

それから、地方創生の会議については、議会全ての人に入ってもらおうというのが大原則でございますので、当然議会の方々にもいろんなお話をいただきながら、また議長さんにもお入りいただいているので、御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（中山 進）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

スクールバス路線の側溝等の土砂につきましても、台風や豪雨の後、職員によるパトロール調査や、区長さんからの連絡をもとに早急に撤去するように努めていきたいと考えております。冬季の前には凍結が予想される場所も点検しているところではございますが、先ほども答弁いたしました、少量の土砂や落葉などの日常の維持管理につきましても、できるだけ地元の方々をお願いしたいと考えておりますが、土砂が常時たまり、危険な箇所につきましても町で対応するように心がけていきたいと思っております。凍結が予想される場所には塩化カルシウムを職員が配置したり、区長さんを通じて配付させていただいておりますので、利用させていただきたいと思っております。

なお、スクールバス路線につきましても、これを常に職員で対応するという事は難しいと思っております。山間部で凍結が予想される路線につきましても、スタッドレスタイヤを装着しているということも聞いておりますので、万一道路が凍結していたときには、万全とはいえないかもしれませんが、気をつけて走行していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

スクールバスの運行路線でございますけれども、運行バス委託業者等と聞き取り調査を行いまして、関係機関等と協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質問ですけれども、地方創生についてであります。この事業、本当に計画の期間が前倒しでやるということも含めて短期間になっております。十分な計画になりにくい問題がありますし、そやのに5年間のスパンがあつて、結果を求められると。しかも、財源もどうなるかわからないということで、本当にしっかり見据えていただいて、町当局だけでなく、本当にいろんな方と力を合わせて、ほんまにやってよかったと言えるような計画にする必要があると思うんですよ。

変な話になるんかもわかりませんが、今、やっている事業がありますね、町単独事業とか、若者対策とか、子育て支援に対する。町単で出している財源も結構ありますよね。そういうのを一応、地方創生の事業に当てはめて、その財源もそこへ持って行って、持っていった分の財源が余ってきますよね。その財源を基金に積み立てて、何かのときのそのお金を使うようなことも考えておく必要があるんじゃないかと。これは大学の先生も、そういうことをしたらどうなんということを指摘されておりますので、ぜひ、本当にこのまちがこれをやってうまいこと行ったよと言えるような綿密な計画をぜひ立てていただくように求めて私の質問を終わりますが、その点、再度、御答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この地方創生、おっしゃるとおり、策定期間が物すごく短い。しかも5年間の計画ということで、実は大変な作業です。やっぱりこれをチャンスと捉えて、みんなの意見を聞きながら、有田川町がしっかりと活性化できるように、いろんな事業、おっしゃったことも含めて、ふるさと創生事業に取り組んでいきたいなと思います。

○議長（中山 進）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 2番（小林英世）……………

○議長（中山 進）

続いて、2番、小林英世君の一般質問を許可します。

なお、小林君より資料の配付を求められていますので、これを許可し、お手元に配付します。

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。質問は地方創生の総合戦略、それに環境問題及び町財政についてであります。

地方創生については、先ほど増谷議員から詳細な質問がありましたので、重複するところは飛ばしていきたいと思います。答弁のほうでも、そのようにお願いしたいと思いますが、6月5日に創生本部を立ち上げて3カ月がたちました。10月までに上げるということをお聞きしているので、あと2カ月もうないという状態なんですけども、この中でどういうことをやってきたかという部分で、予算が必要なところ、お金が必要なところを、まずお聞きしたいと思います。

それから、町長が、前回質問させていただいたときにおっしゃったんですけども、やはりこれは行政だけではとてもできることと違って、町民みんながかりでせなあか

んのやというふうにおっしゃったわけです。その中でアンケート等も実施するというお話も聞かせていただきましたし、それに向けてできるだけ町民が自分のこととして考えられるような、こちらからの働きかけもしたと想像しております。その点について、どんなことをしてきたのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

それから、3つ目のことなんですが、町民の理解というのが必要なんですが、いろいろそのために、今、言ったように、働きかけはされていると思うんですけども、その理解度を町としてどのように把握しているかというのをお聞かせください。地方創生については簡単に3点、お願いしたいと思います。

2番目ですけども、これは資料を配付させていただいたことですけども、ちょっと済みませんがお目を通してください。これは広報の8月号の環境のほうからのお知らせというところであります。お聞きしたいのは、下のほうに降雨水質調査結果表というのが載っておるんですけども、この点であります。この表をインターネット等できかのぼって調べさせていただいたんですけども、平成18年度の広報からこの表はずっと載っております。内容は酸性雨関係だと思んですけども、pHと、調査したときの降水量、それから6カ所の観測地点というのを毎年掲示しているわけであります。そこで、質問ですけども、どのような経過でこの検査を始めたのかということ。それから、これは誰が行っているのか。外部に発注しているんだったら、経費は幾らぐらいでやっているのか。あるいは、どんな内容かというのもわかる範囲で答えていただけたらと思います。検査の内容です。

それから、この検査、結果をどういうふうにかけているのかということでもあります。ここ数年、同じような結果に、私は見えます。酸性雨の状態がひどくなっているというわけでもないんですが、この結果について、吉備のあるエリアに限って測定していると思んですけども、本町の酸性雨の検査であれば、この場所の設定はいかがなものかと思えますし、その点についても少しお聞きしたいと思います。

さらに、町内の全体の酸性雨の状況というのはどうなっているのか。もし、そういうデータがあれば教えていただきたい。それと、酸性雨以外にも大気環境、例えばPM2.5とか、あるいはオキシダントとかいろいろあると思んですけども、そういうふうな問題。あるいは水質の問題とか、私たちのまちは自然豊かだというふうアピールしているわけですけども、裏づけ、どういう科学的な根拠で自然が豊かであるのかというのをきちっと押さえていく必要があると思います。その点についても、わかる範囲でいいですからお答えいただきたいと思います。

最後ですが、財政状況についてお聞きします。先日、ある程度、公債費率とか負担比率とか、あるいは経常収支の比率とか、会計監査の報告の中で報告されていたと思うんですけども、その中で、経常収支比率のほうが少しずつ上がってきて、財政は硬直化しているというふうな指摘があったと思います。それで、この状態を当局としてはどのように考えるのか。さらに、それをこれから下げていこうとしようとするならば、

ということが重要であるのかということ、まずお聞きします。

最後に、先ほどもありましたけども、25年先、あるいは45年先の地方創生の中で、人口事情を出せとかというふうな形がありました。5年間の創生のための戦略も立てるとい形になっています。その後、ずっと私たちのそういう事業展開の中で予算規模というのは変わっていくとは思いますが、どのように予算規模を想定しているのか、あるいは財政状況をどのように進めていきたいのか。変数、大きく変わる部分があると思うんですけども、現状で計画されている範囲をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

小林議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

1つ目の総合戦略策定の経過及び現状と課題についてでありますけれども、現在、町の執行部からなる本部会議、住民代表の委員からなる策定委員会、40歳以下の若手町職員による検討委員会を立ち上げ、鋭意、策定を進めているところであります。

現在の進捗状況は、人口推計をもとに人口ビジョンの最終的な目標数値を検討するとともに、住民アンケートの結果や検討委員会や策定委員会での意見を踏まえ、戦略の重点プロジェクトを検討している段階であります。今後は住民代表及び産官学金等の有識者からなる有識者会議を開催し、助言及び意見交換を行いながら、計画を策定していきたいと考えております。

総合戦略策定のための経費でありますけれども、予算総額は1,000万円、現時点での契約総額は902万6,000円で、主なものは株式会社日本出版との有田川町人口ビジョン及び有田川町総合戦略策定支援業務に642万6,000円、株式会社プラスソーシャルとの有田川町人口ビジョン及び有田川町総合戦略の策定のための政策アドバイザー業務に約260万円などです。

住民の理解度についてでありますけれども、地方創生に取り組む有志の住民の方々の組織も立ち上がるなど、住民の皆さんの理解も進みつつあると感じています。

また、住民の方を対象にしたアンケート調査も実施し、抽出した2,000人の方々のうち、約半数の方々に御回答いただいたところであります。7月21日にはアメリカのポートランド市開発局から山崎氏をお招きして、有田川町という未来と題した講演会を開催し、350名と非常に大勢の皆さんにお越しいただき、関心を持っていただいていると感じたところであります。

総合戦略は幾ら行政だけで頑張ってもだめで、住民の皆さんと一緒にまちづくりを考えていかなければなりません。住民の皆さんの理解をより深め、行政と住民の皆さんが一体となって、まちづくりを行えるようにこれからも努力をしまいたいと思います。

結構、住民の方もいろいろ理解を深めてきてくれております。僕、いつも言うんやけど、この地方創生というのは行政だけではどうにもならないと、住民がいかにそれに参加してくれて、その意識を持ってくれることが成功につながるという考えでありますんで、とにかく住民に対してはこれからも一生懸命に関心を持っていただけるように努力したいなと思います。

先ほども言ったけど、先日もポートランド市から来ていただいた山崎さんの講演会にも、大変若者が多く、僕もびっくりするぐらい、350人ほど来てくれましたし、10周年の後の深尾さんのまちづくりの講演会にもたくさんの方がお残りいただいて、非常に熱心にお話を聞いてくれました。残ってくれるんかと非常に心配してたんですけども、会場、余り帰らんと、みんな熱心に聞いてくれて、それなりにこれからのまちづくりは地方でやらなくてはならないという関心を結構持ってくれているのかなという感じを持っております。

次に、酸性雨につきましては、担当部長に答弁させたいと思います。

次に、本町の財政状況についてでありますけれども、監査委員の意見書の中でも指摘されていたとおり、本町の経常収支比率は目標としている90以下は達成しているものの、ここ何年かは上昇傾向にあります。この数値が上昇すると、経常的な経費以外に充てる財源の余裕がなくなり、新たな施策や事業などに取り組みにくくなるなど、行政運営の弾力性が損なわれる恐れがあり、危機感を強めているところであります。この比率を下げるためには、まず経常的な支出を抑制しなければなりません。当初予算要求時には、経常経費の対前年度比マイナス5%のシーリングを実施していますが、少子高齢化の進展に伴い、社会保障関係の支出額も自然増の傾向にあり、なかなか5%のシーリングでは効果が見えてきていないのが現状であります。今後は経常的な収入の確保にも力を入れて、経常収支比率を下げられるよう努力してまいりたいと思います。

今後の予算規模や財政状況につきましては、平成26年度の決算見込み及び平成27年度予算を勘案した、平成35年度までの推計を行っておりますので、その概要につきましては総務政策部長より報告させたいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

私のほうからは降雨水質検査の分析と、本町の環境に関する問題点はどの御質問にお答えいたします。まず、降雨水質検査は旧吉備町当時、地元区の要望により酸性雨の状況を把握するため、平成13年6月から旧吉備町内で6カ所実施しております。調査場所については、先ほどの資料にありますとおり6カ所であります。この箇所を平均すると月2回ずつの24回程度、2項目の検査を行っております。検査費用につ

きましては、1回、6カ所分で1万2,960円でございます。この検査のほかに年に1回10項目の検査というのも行ってございまして、この費用が5万400円でございますので、年間にしますと約40万円弱の費用を使っております。検査方法につきましては、酸性雨等調査マニュアル実施細則に基づき、雨が降った後に委託業者に指示し、設置している採水装置から降雨を回収し、ガラス電極法という方法によりましてpH等を分析しております。なお、広報に掲載しています数値につきましては、誌面スペース等の関係でピックアップして掲載させていただいております。酸性の強さを示す尺度としては、pHが用いられていますが、この値が小さいほど酸性は強く、中性はpH7でございますが、雨水については大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、雨水と大気とは平衡を保った状態でのpHは5.6でありますので、一般的には5.6以下の雨水が酸性雨とされております。今回の広報の測定結果を見ますと、酸性雨と判断される数値がありますが、現在のところ具体的な農作物や生態系への被害、影響などは確認されておらず、今のところ問題ないものと思っております。ここ5年間の平均数値を見ますと、pH5.4となりまして、以前よりも改善が見られますが、やや酸性化した状態となっております。酸性雨の原因については一般的には火力発電所や工場からの化石燃料などの燃焼や、自動車の排気ガス、また海外からの汚染された大気の流れ、それから測定場所の周囲の地形、地質や土壌による影響などもあるとのことですので、本町における原因を特定するという事は難しいと思っておりますが、今後も継続して調査を続けていくことが必要ではないかと考えています。

酸性雨や地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少等の問題を解決するために、国際的な取り組みが行われており、さまざまな産業でエネルギー消費を減らす努力がされていますが、各家庭でのエネルギー消費はふえている状況であるとのことですので、各家庭でも日常生活の中で酸性雨を防ぐための無駄をなくす生活に取り組んでいただきたいと思っておりますので、継続して広報活動を推進してまいりたいと考えています。

また、本町の大気ですが、吉備庁舎、金屋の中野水道事務所、楠本地内、それと清水行政局の4カ所で年間6回、二酸化窒素の状況を測定しています。検査費用につきましては、4カ所で1万4,040円ですので、6回分で8万4,240円となります。なお、環境基準は1日当たり0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であることとなっており、検査結果については全て検出の限界以下となっておりますので、問題はないと考えております。

このほかに県が関西電力と締結しております海南発電所の公害防止協定書や、県と有田市、東燃ゼネラル石油株式会社で締結している和歌山工場に係る公害防止協定書による大気環境の測定結果も送付していただいております。いずれの測定結果も基準値をクリアしております。

次に、有田川の汚染状況の調査の状況でございますが、横谷川口、清水橋下、湯川

川口、遠井谷川、東工舎下流域、修理川合流点、早月谷川合流点、田殿橋下流の8カ所で年間6回、これは生物化学的酸素要求量とか、化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群、pH値ほか3項目を測定しています。1カ所の費用は1万260円ですので、8カ所を6回で年間49万2,480円となります。pH値と大腸菌群以外の6項目についてはほぼ基準値以内となっております。

次に、自然の豊かさをアピールしている本町の課題についてでございますが、1点目は不法投棄の根絶でございます。これについては役場だけでは到底解決できない課題でありますので、地域の皆様方に御協力をお願いしながら、環境美化に取り組んでいかなければならないと思っております。

2点目は低炭素社会の実現でございます。省エネルギーの推進に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

3点目として、新エネルギーの推進です。太陽光や太陽熱利用機器の地域への普及と、町施設への導入を促進し、小水力発電所運転開始により、売電して得た収入を新たな新エネルギーの導入や補助金に充てることで新エネルギー施策を推進してまいりたいと考えております。

これらを着実に実行し、環境問題先進のまちとして取り組むことで、自然豊かなまちとしてアピールしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 進）

総務政策部長、林孝茂君。

○総務政策部長（林 孝茂）

私の方からは今後の予算規模と財政状況の推計につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、一般会計の収支のほうなんですけど、今、ちょうど御審議願っているのは平成26年度の決算見込みにつきましては、歳入合計が約152億100万円、歳出合計が147億2,200万円、差し引き4億7,900万円と見込んでございます。この平成26年度の決算見込みと平成27年度の予算を勘案しまして、中長期的なものとしまして、大体9年後の平成35年の推計を行っております。特に、先ほど申されました25年先と45年先につきましては、今のところちょっとまだ推計はしてございませんので、この平成35年の推計で説明させていただきます。その推計の方法としましては、まず、一番大きな収入といたしましては、普通交付税というのがございます。皆さん御承知のように、算定替えが平成28年から始まっていきます。交付税がだんだん減っていくということになっていきます。合併当初、物すごく気にしていたのが、だんだんと交付税の減額も、思ってたよりは少なく、今のところの試算では5年後には7億7,000万円程度減るといような推計でございます。平成28年度に10%、平成29年に30%というように感じですんずんと減っていきます。その他、

国費、県費負担金等につきましては、平成24年、平成25年、中学校とか消防庁舎の改築、また平成27年には強い農業づくり交付金等でふえております。平成28年度以降については、大体標準化していくであろうということです。

次に、地方税であります。人口が減っていくという、それらも考えまして、町税は落ち込んでいくであろうということです。譲与税、交付金については横ばいを見込んでございます。それと町債につきましては、特に平成24年、25年につきましては合併特例債等、これについては中学校、消防庁舎のほうの建築に伴い発行してございました。今後につきましては、過疎のソフト事業でありますとか、合併特例債のほうを平成32年まで発行していきますが、平成33年以降は減少するというふうに見込んでおります。それは歳入の見込みです。それと、歳出の見込みにつきましては、維持補修費については横ばいぐらいで見込んでおります。また、物件費につきましては、今後も行革等を進めていかなければならないと思いますので、減少していくであろうということです。それと、人件費につきましては、職員数はほぼ底についているぐらい減っているんですが、もう少し見直しをかけて減らして、人件費の削減は見込めるのかなと、そのように思います。退職される人と、新規採用される人の入れかわりというのもございますので、若干は減っていくのであろうと、そのように思います。次に、投資的経費につきましては、一応、中学校、消防庁舎等々、落ちついてございます。その後につきましては、今後まちづくり計画とか、過疎計画などの事業に取り組んでいかなければならない、そのように感じております。そういうことをもとにした推計値としまして、平成35年には収入合計で125億7,500万円を見込んでおります。収入面では今と比較しまして、26億円ぐらい減っていくであろう。歳出につきましては、123億4,100万円ぐらいを見込んでおります。今よりも24億円ぐらいは減っていくであろうと思います。うちの町の標準財政規模ということで、余り建設事業とかを加味しない額としまして、100億円前後がうちの標準財政規模であろうかというふうなデータも出てございます。そんな関係から120億円前後で推移していくんじゃないかなというふうに思います。

それと、町の借金であります地方債ですが、平成26年、現在では大体借金としまして、一般会計なんですが、223億5,000万円程度を見込んでおります。これが9年後の平成35年度の見込みでは100億円ぐらい減らして、131億3,000万円ぐらいを見込んでございます。

次に、町の貯金であります基金につきましては、平成26年度見込みでは約102億円ございます。これが平成35年には26億円程度減って、ちょっと多いかもわかりませんが、76億円ぐらいの見込みということで、今、推計をしているところであります。

以上でございます。

○議長（中山 進）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

先ほど、自然豊かなアピールをしている本町の課題について、2点目の課題で、答弁漏れがございましたので、ここで答弁させていただきます。2点目、低炭素社会の実現に向け、省エネルギーの推進とごみ減量、リサイクルの向上に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

再質問させていただきます。1点目の地方創生の総合戦略の話なんですけども、できるだけ多様な、先ほども出てきたんですけども、いろんな人の話を、意見を聞いてというふうな形で作成していただきたいと思っていただけです。それで、アンケートを実施されたということなんですけども、できたらこんな内容でアンケートをやったんだ、こういうふうな集計を行った、こういうふうな分析をしたんだ、こういうふうにかしたんだというような形を知らせていただきたい。

それから、2回ですかね、この前のポートランドもそうですし、10周年のときもそうですけども、私、両方とも出させていただきました。あの中で、すごく心に残っているのは、2回目の10周年の、8月31日ですかね、あのときに高校生の上野山さんでしたかね、高校生の方がもっともっと私たちの意見を聞いてほしいみたいな言い方をしてくれたんです。先ほど、子ども議会にもあったんですけども、やっぱり高校生あたりになるといろんな意見を持っている子がおると思うんです。だから、そういうふうな意見も聞く機会を本当は持ってほしかったなと。5カ月で何か仕上げようというのは難しいことだと思うんですけども、やっぱりそういうふうな観点、これから生きていく子供たち、私らもう25年先とか、45年先とかいうのはいけませんから、これからを背負っていく子供たちの意見をできるだけ吸収できるようにしていただきたいと思います。

2点目ですけども、私はこれを見てて、余り変わらへんのと違うかなと思うんです。最近の平均は5.6でしょう。5.6ということは全く自然の状態であつたら5.6ぐらいになるんですよ。どっちかというと、7とか、アルカリ性、中性に近づくほうが問題があるんじゃないかなというふうに思うんです。僕、広報にこれを載せてて、皆さん、わかりますかって、まず思うんです。だから、文章化して、何点かでチェックしているけれども、特に問題はありませんとかでいいんじゃないかなと思うわけです。次に、月2回って言っていますけども、2回もする必要はあるんですかという気もします。ほとんど変わらへんのやったらやめてもええぐらい、2年に一遍ぐらいで

もええん違うかなというふうに私は思います。

さらに、地元の方の要望で始めたというふうになってはいますが、今、その地元の方はどんなふうに思っているのかなというふうに思うわけです。これ、ずっと続けなあかんもんと思っているのかどうか。というところがあります。だから、データをとるんだっつらもっと広域に、6カ所でももっとばらけてとっていいんじゃないかなと思うし、酸性雨って今、それほど、先ほど部長が言われたように影響も被害もないと言うんだっつら、年に40万円もかけてする必要があるんかないんかというところで、僕はあるようには思えなかったんです。今の答弁では。というのが2点目です。

それから、3点目ですけども、財政の話、幾つか数字をいただいたんですけども、済みませんけれども、ちょっと聞き取りづらかったところがありましたので、控えることができないところがありましたので、これはデータでちょっとまたいただきたいと思います。それでお願いします。将来のことを見通すというのはなかなか難しいんですけども、やっぱり地方創生もそうですし、環境もそうですし、この財政もそうなんですけども、私たちだけがよかったらええわではいかんと思うんですよ。これからの、次の世代にもきちっと引き渡していくという視点が物すごい大事だと思うんで。そういう観点でいろいろ考えていただきたいと思います。ちょっと一番目のところで、若い子供たちのというところで、町長に答弁をお願いします。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

アンケート調査については、後で担当部長に報告させます。

地方創生で、若い子の意見を、子供の意見を聞けということで、この間、上野山波粹さんですか、パネルディスカッションに出席していただいて、いろんな建設的な意見をいただきました。実際、今まであんな若い子と話をする機会もなかったんですけども、今度の地方創生、みんなの意見を聞けということでありますんで、できるだけ若い人の意見も聞いて取り入れていきたいなと思っています。

これは余談になりますけれども、先ほどちょっと辻岡議員がおっしゃったとおり、今、有田中央高校、地域教育会議ということで、かなりのOBの方、あるいはOBと違う方も入っていただいて、とにかく高校生と一緒に人材をつくろうという事業を今、やっているところであります。これも結構、成果が出てきているところであります。これからも頑張っていきたいなと思います。

それから、酸性雨の調査は以前、環境センターで、今はちょっと廃プラは完全にのけてもらってあるんやけど、以前、温度を700度とか600度ぐらいでたいたときも、そこへ掘り込んだ経緯があって、まず、酸性雨、その当時、高いん違うかと、銅版のとゆなんかすぐ腐ってまうというような時期があって、始まりは小島の区が独自

でこれをやってくれてたんですよ。それ以後、これは町でやらなあかん、あるいは広域でやらなあかんということで、今、始めているんで、もう少し広域でやれというんであれば、今、ある機械をもう少しばらけさせてやっていきたいなと思います。今の数値については余り問題のあるような数値が観測されておられませんので、うまいこといってるのかなという感じがしております。もし、もう少し広域に広げよというんであれば、今、ある機械を分散させて、何も同じところでたくさんやることはないと思うんですけども、当時、小島の区が単独でこれをやってくれたということで、そこら辺に観測地点が多いということも御理解いただきたいなと思います。

○議長（中山 進）

総務政策部長、林孝茂君。

○総務政策部長（林 孝茂）

先ほど、財政状況のところ、済みません、ちょっと早口にしゃべってしまいました申しわけないです。こういう資料を持っていますので、後ほど皆さんにお配りさせていただきます。

それと、アンケート調査のお話なんですけど、先ほどもありましたけども、2,000通ほど配らせてもらって、1,000通ぐらい返ってきた。回収率は47.9%、半分ぐらい返ってきたということです。質問項目につきましては、63項目質問がございますので、この場で披露するのは何かと思います。意識調査結果というのが出ていますので、これを配付させていただくということで、二、三説明しますと、これからも有田川町に住み続けたいですかという質問があります。その中で、はいと答えた方が75.8%ということで、長計では80%を目指していたんですけど、ちょっと及んでいないというような状況です。それと、最後のほうの質問なんですけど、将来、地元に戻ってきたいですかという質問で、ちょっとここは残念な答えなんですけど、戻ってきたいと思わないというのが42.9%。回答も少なかった関係でこういう結果が出ているんだと思いますが、ここのことを戻ってきたいと思われるようなまちづくりを、今後やっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山 進）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

3回目です。酸性雨のやつですけど、地元とのこともあると思いますので、そこは、検討していただいでできるだけ広報で、伝えるんだったらわかりやすい形をお願いしたいと、そのように思います。形式についてはこだわりません。

それから、短い時間で戦略を上げていかなあかんのですけども、できるだけ柔軟に対応していただくように、お願いしたいと思います。私の質問はこれで終わります。

○議長（中山 進）

答弁よろしいですか。

以上で小林英世君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。2時20分から再開します。

~~~~~

休憩 14時07分

再開 14時21分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順7番 10番（堀江眞智子）……………

○議長（中山 進）

続いて、10番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

通告してまいりましたとおりに質問させていただきます。

小学校に入れない子供はいないのに、なぜ保育所に入れない子供がいるのかという疑問が今、わいております。純粹で素朴な疑問だと思います。政府は盛んに少子化対策を打ち出しているにもかかわらず、子育ての現場では待機児童が問題になっています。海外では子供は国民の1人として大切にされて、その権利が認められています。でも、この日本では国連で採択されている児童の権利に関する条約に批准はしていませんが、就学前の子供の居場所に関する権利や、それに対する国の義務が一切ありません。小学校は憲法で義務教育として保障されています。ですから、保育所に入れなくても、小学校に入れなくてもいいんです。

子どもの権利条約の第18条の3には締結国は父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。こんなふうにかかれていいます。保育所に通所するには、保育に欠けるという条件が求められます。わかりやすくいうと、保護者が働いているかが問われるのです。けれども、そのことは大前提だと考えていますが、現在の子供の育ち方を考えたときに、保育所の果たす役割は大事なことです。保育を希望する子供を全て入所対象とするべきではないでしょうか。そのことが若い世代が住みやすい、安心して子供を産み、そして育てることのできる有田川町になるのではないのでしょうか。そのために保育所の役割はとて大きなものになっています。このことは有田川町の目指す大きな方向ではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、きび会館の跡地に建設される新しい保育所によって、吉備地

区内の実質的な待機児童が解消されると考えているのでしょうか。このことをお聞きしたいと思います。

また、保育所の給食のあり方を考える上で、何よりも重視しなければならないこと、給食が安全で子供の豊かな成長にとってかけがえのないものであり続けられるかどうかだと思います。そして、保護者の信頼を得られるのか。地元の食材を活用して地域と連携が深められるかだと考えています。平成22年3月に厚生労働省は児童福祉施設における食事の提供ガイド、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会報告書の中の、児童福祉施設における食事の計画、提供及び評価、改善の中で、食事の提供に当たっては子どもの発育、発達状況、健康状態、栄養状態に適していること。また、摂食機能に適していること。食物の認知・受容、嗜好に配慮していること等が求められる。よりよい状態を目指して、子どもの特性を把握し、実施状況を評価し、一連の業務内容の改善に努めることが望ましい。そのためには、次のような手順を進めることが大切であると書かれております。1つは子どもの発育・発達状況、栄養状況、生活状況等について実態を把握し、その結果を分析、判定して栄養管理の目標を明確にする。目標を実現するため、提供する食事の量と質についての計画を立てる。2つ目は、食事計画に沿って、提供する食事についての具体的な計画を立て、調理時の品質管理を行う。3つ目には、適切に計画が進行しているか途中の経過を観察し、計画どおりに調理及び食事の提供が行われたか評価を行い、適切に進んでいなかったら計画を修正する。一定期間ごとに、摂取量調査や子供の発育・発達状況について再度把握し、一定の期間で実施し得られた結果を目標と照らし合わせて確認する。4つ目には、評価結果に基づき、食事計画を見直すとともに、献立作成など一連の業務内容の改善を行う。

児童福祉施設における食事の提供は、献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等、各場面を通して関係する職員が多岐にわたるため、施設全体で取り組むことが不可欠であり、そのためには管理栄養士・栄養士といった栄養の専門職のみならず、さまざまな職種の連携が必要である。このため、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行うことが必要である。

児童福祉施設には、管理栄養士・栄養士が配置されていない施設もある。このような施設においては、自治体の児童福祉施設の担当課等と連携する等により、子どもの適切な栄養管理に取り組むことが重要となる。また、この場合には、自治体の児童福祉施設の担当課等は、あらかじめ、各施設の職員と連携し、食事の提供に関する情報を得る仕組みをつくり、配慮すべき事項について、情報の流れ、対応方法、保護者との打ち合わせの取り決めなどについて確認しておく。各施設は、自治体の相談先を確認し、担当者と関係づくりをしておくことが重要である。

以上のような観点に基づいて立てられた食育計画は、民間委託された中でできるのでしょうか。また、計画に基づいた日常的な調理員への指導はどのような経路で行わ

れるのでしょうか。

給食は生涯にわたる健康づくりのために、児童への食育の充実がさらに求められます。今日では児童の基本的な生活習慣の形成や社会性を身につける人間関係の育成、生活指導、食のあり方など、教育活動として各園等でさまざまな実践活動が行われています。給食の指導に当たっては食事の正しいあり方を体得させるとともに、食事を通して好ましい人間関係を育て、児童の心身を健全に発達させることが目標となります。食という基本的な活動を通じて形成される人間関係はほかの学習活動からは得がたいものがあります。このため、試食会など、あらゆる機会を通じて、家庭や地域との連携を図る活動が重要です。給食実施に当たっては現保育士と専門性を有する栄養職員、調理従事者がチームを組んで実施していかなければなりません。これは日常的に子供を中心とした論議や、給食に対する指導に取り組まなければならないのです。

また、安心、安全な給食を提供するためには、栄養職員や調理業務委託業者の研修も重要となっています。このような研修、どのようにこれまでも実施してきたのか。また、民間業者に今、しているメリットは何なのかということをお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、堀江議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目の保育所の待機児童の対策についてでありますけれども、有田川町では現在、待機児童は1人もございません。今後も見込み量に対する確保量は満たしているという計画となっております。しかしながら、今後の地域、保護者等のニーズ、出生率と人口の偏りを考慮し、統合や機構の抜本的改革も視野に入れながら、近隣の市町及び民間事業者と連携して、ニーズに対応していきたいと考えております。

2つ目、3つ目の食育計画については、教育長、部長のほうからお答えさせていただきます。

3つ目の保育所の給食業務でございますが、以前にも申しましたとおり、当然、安全、安心な給食の提供を基本に、町の方針として民間委託としていく予定であります。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答えいたします。

まず、1つ目の保育所の待機児童の対策につきまして、町長の答弁に少し補足をさせていただきます。今後の地域、保護者等のニーズの状況により、待機児童が出てくる場合は、まず近隣市町との連携を今まで以上に密にし、保育受け入れを効果的に行

うこと。また、既存の町施設の受け入れ環境の整備、充実を行っていきたいと考えております。それでも、対応できない場合、民間業者との連携も視野に入れていきたいなど、そういうふうにも思っているところでございます。

2つ目の保育所の食育計画でございますが、保育所における食育は厚生労働省の指針に基づいて、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を養うことを目標として、年齢別の食育指針を設け、町立保育所全体の食育計画書を作成しているところでございます。また、各保育所では年齢別の年間指導計画も位置づけておりまして、計画的に取り組んでいるところでございます。

3つ目の新しい保育所の食育計画につきましては、保育所の食育計画表をもとに、年齢別の年間指導計画を4期に分けて設定する予定となっております。

以上でございます。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありますか。

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

堀江議員の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の待機児童でございますが、少し補足させていただきます。毎年、申し込み時、定員を超えております。しかし、実際に保育を必要とする子供、共働き、病気、虐待家庭などは全て受け入れております。保育所に入所できなかった方にはきちんと説明し、承諾をいただいております。

2つ目、3つ目の食育計画でございますが、補足させていただきます。保育所の保育のガイドラインとして制定された、保育所保育指針の中の保育所における食育に関する指針が示す、食育の5項目、食と健康、食と人間関係、食と文化、命の育ちと食、料理と食を参考に、有田川町立保育所の食育計画表を作成しております。

また、新保育所の各年齢別の年間指導計画の食育の部分ですが、今年度に入って所長を初め、常勤の保育士全員が新保育所のプロジェクトチームを結成しております。新保育所の保育指針などの運営について、6月から2週間に1回程度、会議を持ち、検討しているところでございます。

また、食事をする環境の整備といたしまして、3歳児から5歳児についてはお遊戯室をランチルームとして、おいしい食を食べる空間として食を通じた人とのコミュニケーションの空間として、子供たちが食を通して豊かな経験ができるような場にしていきたくと計画しております。

給食の業務でございますが、御霊保育所、田殿保育所が調理を民間委託しております。直営で行っている他の保育所と変わらず、所長初め、全職員、栄養士、調理員が連携して一人一人の児童への対応がなされております。どうか、調理については民間委託に随時、移行していくという町の方針を御理解いただきたいと思います。

また、どういうメリットということなんですけども、これは町の定員適正化計画、また行財政改革に基づきまして、効率化等を考えて行っているところです。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかにございませんか。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

御答弁いただきました。有田川町では自然の推計では、今後、出生率も下がっていくし、子供も減っていくという見通しを持たれていると思いますが、吉備地域では下水道の整備や道路の整備により、新築の住宅やマンションがふえています。新しい世帯がふえることにより、見込まれていない子供の人数の増加はあるはずだと私は思っております。皆さんもそんなふうに使われているんじゃないかと思えます。

正職員以外の保育所の職員の確保が今、難しいというふうに言われている中で、先ほどの答弁の中にもありましたが、民間の保育所の存在、とても大きなものになっていると思います。もちろん、今でも私たちが子供を育てたときのようなことはなく、広域の保育でも民間の保育所の力も貸していただいているところです。もともと保育というのは福祉の関係でありました。今、有田川町では、例えば障害児保育とか、子供ではないですけども、高齢者の、本当は私は市町村が責任を持って取り組まなければならない特養などが、町でするのは難しいということで、民間に力をかしてもらっているということで、さまざまな国の施策、補助とかの協力を町が、今しているところだと思います。先ほども言われたように、施設なんかも提供してやっていってくださっていることは十分、承知しております。

そんな中で今後とも、先ほど答弁されたように、私は今、申し込んだ人が全て入れることが、待機児童がないことだというふうには私は思っているんです。そんな顔をして聞かんといてください。けれども、そういう中で、民間の力をかりることになれば、国からの補助金や施設の整備などに町も協力していく、今、姿勢を見せてくださっていると思うんですね。そういうことで、これからもそういう民間の認可された保育所などにも、どんどんと協力していくことが大切ではないかなというふうに思っています。母親が求める、誰も家で遊んで子供を預けたいというふうに思いません。仕事をして、少しでも子供に幸せな暮らしをさせたい、そんなふうにして、仕事を始めるためとか、また自分のスキルを上げていく、そんなために子供を保育所に預けて仕事をしていきたいというふうに思っているんだと思いますので、そのところをぜひ、今後も子育てに向かって町の力をかしてもらいたいなというふうに思っております。

それから、保育所の食育計画、給食の実施についてであります。今度、新しい保

育所については、今までと違って、乳幼児の保育がかかわってきています。民間にするに当たって、前の議会でも答弁されておりましたが、私はそのことについては、なかなか平行ではありませんけれども、やはり低年齢の子供の食育について心配な面がありますし、1つとしては離乳食やアトピー除去食、そしてアレルギー対策についてどんなふうに取り組ませていくとか、民間の業者に任せることについて給食も保育の一環だというふうに考えていますので、その仕事を民間に任せること自体、食育の大切さを学ぶことと逆行しているのではないかというふうに私は思っています。

また、一番大事なことは、食中毒や、そのほかこんなことは考えたくありませんけれども、そのことによる訴訟事案などが起こった場合の責任、どのように取り扱っていくのかということもちゃんと契約書などに明記しなければならないことが、これから重要になってくるのではないかと思います。このような対策には取り組まれているのでしょうか。

これで再質問を終わらせていただきます。お答えいただきたいと思います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

待機児童の問題ですけれども、平成27年度の入所状況というのは868人の申し込みがありまして、841人受け付けております。そのうちの27人については保育を必要としないという児童でございました。

子育て支援、これはいろいろ我が町もいろんな意味から行っています。保育所においても早朝、延長、あるいは祝祭日の保育等々もしっかりと行っております。私は自分が産んだ子供、せめて5歳ぐらいまでは母親の手で育てるという、これは大条件だと思っています。ただ、その中で御夫婦で仕事をなされている方、こういう方のために保育所というのは頑張っているわけでありましてけれども、一応、自分が産んだ子供を5歳ぐらいまでは母親の手で育てるというのは、僕はまず条件の第一だと、今でも思っています。

これからいろんなことで、恐らく藤並地区、あるいは吉備地区についてはまだまだ児童がふえるような計算になっていますので、またそういう児童がふえてきて、対応できないということになれば、また民間の方とも相談もさせていただき、保育所の増設等も考えていきたいと思っておりますけれども、とにかく今は待機児童はゼロだという考えを持っています。

それから、給食についても民間、今まで御霊、田殿保育所やってきましたけれども、何ら問題は起こっておりません。民間の方がやったからと食育に関係あるのと違うんかという話でありますけど、私はそういうことは一切ないと思っています。給食員の方がつくるのも、プロの民間の業者がつくるのも一切関係ないと、食育については関係ないという考えを持っております。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

まず、衛生管理面、またアレルギーの面なんですけども、厚生労働省のガイドライン、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン等に基づいて行っていきたいと思っています。また、安全衛生面全般につきましては、これも厚生労働省が作成した大量調理施設衛生管理マニュアルをもとに、取り組んでいきたいと思っています。

また、乳幼児に対する食事でございますが、これにつきましても、先ほど申し上げました保育所の保育のガイドラインとして制定された、厚生労働省の保育所保育指針の中の、保育における食育に関する指針の中に盛り込まれています。その中を参考に幼児、ゼロ歳児、一、二歳の食育に対することを新しく計画に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（中山 進）

ほかにありませんか。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

はい、10番、堀江。

再々質問をさせていただきます。

今、御答弁をいただきましたが、子供は5歳までは親が育てるべきだというふうな町長の答弁、ちょっと逆行している部分があるかなと思っていますが、親は保育所に預けたとしても決して保育をしていないわけでは、保育所に預ける時間は働いている時間ですし、そんなことはないわけです。一生懸命働いて、生活を何とかしたい。それをそういうふうに思って、家ではちゃんと保育をしています。そのことは先に、ちょっと違うんじゃないかなということ、また考えていただきたいなというふうに思っております。

確かに、民間にしても変わらないんじゃないかなというふうな答弁をいただきましたが、私はこれまでも質問をさせていただいてまいりましたが、一番心配するのは、このことが、給食の民間委託の最大の問題というのは、ほとんどが人材派遣と同じような形をとっているのではないかなというふうに思うんです。そんな中では、心配されるのは偽装請負にならないかどうかということが心配されます。また、派遣というのは、派遣先の指揮監督下で働く者となっておりますので、これでは常勤の雇用労働者が全て派遣労働者に置きかわってしまうために、法に基づいて臨時的や一時的な業務に限定されて、派遣可能期間の設定などの制約がなされています。また、請負とは当該事業を受託事業者が自律的に全責任を持って遂行することとなっております。このために、請負として位置づけながら、派遣先労働者との協働で業務を行ったり、派

遣先の指揮監督のもとに業務を行うなど、臨時的、一時的な手段である派遣を常勤労働者の代替として恒常的に活用することなどとなり、これが偽装請負となるというふうに私は懸念して、言い添えておきたいなというふうに思っております。

そして、先ほど答弁をいただきましたが、決して親が子供を保育する責任を放棄するために保育所に預けてはないということです。この有田川町の子供を行政の町長さんもまちの宝として育てていくという姿勢を、以前お聞きしたことがあります。そういう意味でも、子供たちの大事な食育、もっともっと考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、もう答弁は結構ですので、質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

以上で堀江眞智子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第94号から日程第5、議案97号までを一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第94号から日程第5、議案97号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、ただいま追加上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第94号は、有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更についてであります。今回の変更は、平成26年12月18日に協定した有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の協定金額に1億8,200万円を追加し、変更後の協定金額は10億5,700万円となります。この協定は工事に関する協定のため、工事請負費と同様の性質を有しており、本協定を変更するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第95号は、平成27年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事第4工区の請負契約についてであります。平成27年度公下第24号吉備第1幹線管渠布設工事第4工区を施工するため、平成27年8月27日、8業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町吉見619番地1、株式会社合同興業、代表取締役赤井美宣氏が、5,189万4,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第96号は、平成27年度公下第25号吉備第1幹線管渠布設工事第5工区の請負契約についてであります。平成27年度公下第25号吉備第1幹線管渠布設工事第5工区を施工するため、平成27年8月27日、8業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町野田14番地3、野田建設、野田貢氏が、4,864万3,200円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第97号は、平成27年度公下第26号吉備第1幹線管渠布設工事第6工区の請負契約についてであります。平成27年度公下第26号吉備第1幹線管渠布設工事第6工区を施工するため、平成27年8月27日、8業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町上中島783番地1、マトバ商店、的場久氏が5,749万9,200円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で追加議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中山 進）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第94号から日程第5、議案第97号までは提案理由の説明だけにとどめ、議案審査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会します。

なお、次回の本会議は、9月17日木曜日、午前9時30分に開議します。

また、この後、3時15分より4階第1会議室において全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

延会 15時00分